

令和 8 年江南市議会 9 月定例会議案目録

令和 8 年 8 月 2 8 日

議案第 6 8 号	人権擁護委員の推薦について	P	4
議案第 6 9 号	江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	P	8
議案第 7 0 号	江南市教育委員会委員の任命について	P	11
議案第 7 1 号	江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	15
議案第 7 2 号	江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	19
議案第 7 3 号	江南市手数料条例の一部改正について	P	24
議案第 7 4 号	江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	28
議案第 7 5 号	江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	P	37
議案第 7 6 号	江南市都市公園条例の一部改正について	P	40
議案第 7 7 号	江南市下水道条例の一部改正について	P	51
議案第 7 8 号	江南市水道事業給水条例の一部改正について	P	54
議案第 7 9 号	江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	57
議案第 8 0 号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	61
議案第 8 1 号	江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	64

議案第 8 2 号	江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	67
議案第 8 3 号	江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	70
議案第 8 4 号	江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	77
議案第 8 5 号	江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	83
議案第 8 6 号	江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	90
議案第 8 7 号	江南市立学校施設使用料条例の一部改正について	P	105
議案第 8 8 号	教育用コンピュータ機器売買契約の締結について	P	108
議案第 8 9 号	令和 8 年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）	P	111
議案第 9 0 号	令和 8 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	P	151
議案第 9 1 号	令和 8 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	P	159
議案第 9 2 号	令和 8 年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	P	171
議案第 9 3 号	令和 8 年度江南市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	P	181
議案第 9 4 号	令和 7 年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について	P	188
議案第 9 5 号	令和 7 年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	189
議案第 9 6 号	令和 7 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	P	190
議案第 9 7 号	令和 7 年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	191

議案第 9 8 号	令和 7 年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	P	192
議案第 9 9 号	令和 7 年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	P	193
議案第 1 0 0 号	令和 7 年度江南市下水道事業会計決算認定について	P	194
報告第 8 号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について	P	195
報告第 9 号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	197
報告第 1 0 号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	200
報告第 1 1 号	放棄した債権の報告について	P	203
報告第 1 2 号	放棄した債権の報告について	P	204
報告第 1 3 号	令和 7 年度江南市一般会計継続費精算報告書について	P	205
報告第 1 4 号	令和 7 年度江南市下水道事業会計継続費精算報告書について	P	207
報告第 1 5 号	令和 7 年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	209
報告第 1 6 号	令和 7 年度江南市健全化判断比率報告書について	P	222
報告第 1 7 号	令和 7 年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について	P	227
報告第 1 8 号	令和 7 年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について	P	232

令和８年議案第６８号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 安井 あけみ

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 伊藤早苗氏が令和８年３月３１日辞任したので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

安 井 あ け み 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	大池 健弘		自令和 5年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	高田 愛子		自令和 6年 4月 1日 至令和 9年 3月31日
	仙田 桂		自令和 6年10月 1日 至令和 9年 9月30日
	佐口多寿枝		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	武馬 健之		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	河原 佳子		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 7年10月 1日 至令和10年 9月30日
	長尾恵利世		自令和 8年 4月 1日 至令和11年 3月31日
	柴田 広美		自令和 8年 4月 1日 至令和11年 3月31日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 及び 5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7 及び 8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和 8 年議案第 6 9 号

江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を江南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 小沢 正知

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市固定資産評価審査委員会委員 小沢正知氏が令和 8 年 9 月 2 1 日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

小 沢 正 知 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市固定資産評価審査委員会委員名簿

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	小沢 正知		自令和 5年 9月22日 至令和 8年 9月21日
	古田 嘉且		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	土川 充夫		自令和 8年 3月10日 至令和11年 3月 9日

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 4 2 3 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 及び 5 （略）

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 ～ 9 （略）

江南市市税条例（抜粋）

第 7 1 条 審査委員会の委員の定数を 3 人とする。

2 審査委員会の審査に関して必要な事項は、審査委員会の規程で定める。

令和８年議案第７０号

江南市教育委員会委員の任命について

下記の者を江南市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 山田 茂美

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会委員 山田茂美氏が令和８年９月３０日任期満了するので、後任の者を任命する必要があるからであります。

山 田 茂 美 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市教育委員会委員名簿

(令和8年8月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	山田 茂美		自令和 4年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	岩田 正武		自令和 5年10月 1日 至令和 9年 9月30日
	後藤 鎮全		自令和 6年10月 1日 至令和10年 9月30日
	蟹江 由恵		自令和 7年10月 1日 至令和11年 9月30日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の

1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

令和８年議案第７１号

江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市地域交流センターの使用料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (案)

江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和４年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「利用者は、利用の許可を受けたとき」を「地域交流センターを利用しようとする者」に改め、同条第２項第２号中「前日」を「３日前」に改める。

別表会議室１の項及び会議室２の項中「３２０円」を「４１０円」に、「４００円」を「５１０円」に改め、同表会議室３の項中「２１０円」を「２７０円」に、「２６０円」を「３３０円」に改め、同表備考第１号中「当該使用料」を「この表に定める額」に改め、同表備考中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

- ２ 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額に２を乗じて得た額とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(参 考)

江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新		
(使用料)		
第12条 <u>地域交流センターを利用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u>		
2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。		
(1) (略)		
(2) 利用者が利用の日の <u>3日前</u> までに市長の承認を受けて利用を中止したとき。		
(3) (略)		
別表(第12条関係)		
使用料及び時間 施設の名称	使用料	
	利用時間区分	
	午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
	2時間につき	2時間30分につき
会議室1	<u>410円</u>	<u>510円</u>
会議室2	<u>410円</u>	<u>510円</u>
会議室3	<u>270円</u>	<u>330円</u>
備考		
1 施設を営利又は利益を目的として利用する場合の使用料は、 <u>この表に定める額に4を乗じて得た額とする。</u>		
2 <u>市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。</u>		
3 (略)		

旧

(使用料)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) (略)

(2) 利用者が利用の日の前日までに市長の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) (略)

別表(第12条関係)

使用料及び時間 施設の名称	使用料	
	利用時間区分	
	午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
	2時間につき	2時間30分につき
会議室1	<u>320円</u>	<u>400円</u>
会議室2	<u>320円</u>	<u>400円</u>
会議室3	<u>210円</u>	<u>260円</u>

備考

1 施設を営利又は利益を目的として利用する場合の使用料は、当該使用料に4を乗じて得た額とする。

2 (略)

令和８年議案第７２号

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市布袋ふれあい会館の使用料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成１４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「利用者は、利用の許可を受けたとき」を「会館を利用しようとする者」に改め、同条第２項第２号中「前日」を「３日前」に改める。

別表会議室の項中「２４０」を「３１０」に、「３００」を「３８０」に改め、同表実習室の項中「４４０」を「５７０」に、「５５０」を「７１０」に改め、同表競技場（全面）の項中「９００」を「１，１７０」に、「１，１２０」を「１，４６０」に改め、同表競技場（半面）の項中「４５０」を「５９０」に、「５６０」を「７３０」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- １ 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が競技場（全面）又は競技場（半面）を利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に２を乗じて得た額とする。
- ２ 市長が特に必要があると認めるときに、施設を規則に定める利用時間を超えて利用する場合の使用料は、その１時間（１時間に満たないときは、１時間とする。）につき当該利用時間区分の当該使用料の１時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に１０円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(参 考)

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新		
(使用料)		
第8条 <u>会館を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u>		
2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。		
(1) (略)		
(2) 利用者が利用の日の <u>3日前</u> までに市長の承認を受けて利用を中止したとき。		
(3) (略)		
別表(第8条関係)		
学習施設及び体育施設		
区分	使用料及び時間	
	使用料	
	利用時間区分	
	午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
	2時間につき	2時間30分につき
会議室	円 <u>310</u>	円 <u>380</u>
実習室	<u>570</u>	<u>710</u>
競技場(全面)	<u>1,170</u>	<u>1,460</u>
競技場(半面)	<u>590</u>	<u>730</u>
<u>備考</u>		
<u>1 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が競技場(全面)又は競技場(半面)を利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に2を乗じて得た額とする。</u>		
<u>2 市長が特に必要があると認めるときに、施設を規則に定める利用時間を超え</u>		

新

て利用する場合の使用料は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき当該利用時間区分の当該使用料の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

旧

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

- (1) (略)
- (2) 利用者が利用の日の前日までに市長の承認を受けて利用を中止したとき。
- (3) (略)

別表(第8条関係)

学習施設及び体育施設

使用料及び時間 区分	使用料	
	利用時間区分	
	午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
	2時間につき	2時間30分につき
会議室	円 <u>240</u>	円 <u>300</u>
実習室	<u>440</u>	<u>550</u>
競技場(全面)	<u>900</u>	<u>1,120</u>
競技場(半面)	<u>450</u>	<u>560</u>

備考 市長が特に必要があると認めるときに、施設を規則に定める利用時間を超えて利用する場合の使用料は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき当該利用時間区分の当該使用料の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

令和８年議案第７３号

江南市手数料条例の一部改正について

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、受益と負担の公平性の観点から、各種手数料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）

江南市手数料条例（昭和３９年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条に次の１項を加える。

- ２ 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３８条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項（他の法令において準用する場合を含む。）及び同法第８１条第３項の規定により読み替えて準用する同法第７８条第４項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、無料とする。ただし、同法第３８条第１項（同法第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定による提出書類等の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付又は同法第７８条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者は、当該写し又は書面の交付に要する実費に相当する額を負担しなければならない。

別表７教育関係の表放課後児童健全育成事務の項中「４，０００円」を「６，０００円」に、「４，７００円」を「７，０００円」に、「６，０００円とする」を「８，０００円とする」に、「２，０００円」を「３，５００円」に、「６，０００円とし」を「８，０００円とし」に、「１，０００円」を「１，２００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表７教育関係の表の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの間における別表７教育関係の表放課後児童健全育成事務の項の規定の適用については、同項中「６，０００円」とあるのは「５，０００円」と、「７，０００円」とあるのは「５，７００円」と、「８，０００円」とあるのは「７，０００円」と、「３，５００円」とあるのは「３，０００円」とする。

(参 考)

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新					旧				
(手数料の無料)					(手数料の無料)				
第6条 (略)					第6条 (略)				
2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)									
<u>第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)</u> 及び <u>同法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)</u> の条例で定める手数料の額は、 <u>無料とする。ただし、同法第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)</u> の規定による提出書類等の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付又は同法第78条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者は、当該写し又は書面の交付に要する実費に相当する額を負担しなければならない。									
(区分及び金額)									
第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。									
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
7 教育関係					7 教育関係				
区分		単位	金額	備考	区分		単位	金額	備考
放課後	通年	1月	<u>6,000円</u>	(略)	放課後	通年	1月	<u>4,000円</u>	(略)
児童健	利用		(ただし、7		児童健	利用		(ただし、7	

新					旧				
全育成 事務			月 は <u>7,000</u> <u>円</u> とし、8月 は <u>8,000 円</u> とする。)		全育成 事務			月 は <u>4,700</u> <u>円</u> とし、8月 は <u>6,000 円</u> とする。)	
	長期 学校 休業 日の み利 用	1月	<u>3,500円</u> (ただし、8 月 は <u>8,000</u> <u>円</u> とし、12 月 及び1月 は <u>1,200 円</u> とする。)			長期 学校 休業 日の み利 用	1月	<u>2,000円</u> (ただし、8 月 は <u>6,000</u> <u>円</u> とし、12 月 及び1月 は <u>1,000 円</u> とする。)	

令和８年議案第７４号

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の利用料金の見直しを図るため、改正する必要があるからであります。

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 宿泊施設基本利用料金（1人1泊につき）の表中

「	「												
<table border="1"> <tr><td>6, 430円</td><td>7, 710円</td></tr> <tr><td>3, 800円</td><td>4, 560円</td></tr> <tr><td>3, 640円</td><td>4, 360円</td></tr> </table>	6, 430円	7, 710円	3, 800円	4, 560円	3, 640円	4, 360円	<table border="1"> <tr><td>7, 260円</td><td>8, 710円</td></tr> <tr><td>4, 460円</td><td>5, 350円</td></tr> <tr><td>4, 290円</td><td>5, 140円</td></tr> </table>	7, 260円	8, 710円	4, 460円	5, 350円	4, 290円	5, 140円
6, 430円	7, 710円												
3, 800円	4, 560円												
3, 640円	4, 360円												
7, 260円	8, 710円												
4, 460円	5, 350円												
4, 290円	5, 140円												
」を	」に改める。												

別表2 研修施設基本利用料金の表中

「	「																												
<table border="1"> <tr><td>6, 600円</td><td>3, 300円</td></tr> <tr><td>400円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>400円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>1, 250円</td><td>630円</td></tr> <tr><td>1, 250円</td><td>630円</td></tr> <tr><td>1, 320円</td><td>660円</td></tr> <tr><td>2, 040円</td><td>1, 020円</td></tr> </table>	6, 600円	3, 300円	400円	200円	400円	200円	1, 250円	630円	1, 250円	630円	1, 320円	660円	2, 040円	1, 020円	<table border="1"> <tr><td>8, 640円</td><td>4, 320円</td></tr> <tr><td>520円</td><td>260円</td></tr> <tr><td>520円</td><td>260円</td></tr> <tr><td>1, 630円</td><td>820円</td></tr> <tr><td>1, 630円</td><td>820円</td></tr> <tr><td>1, 720円</td><td>860円</td></tr> <tr><td>2, 670円</td><td>1, 340円</td></tr> </table>	8, 640円	4, 320円	520円	260円	520円	260円	1, 630円	820円	1, 630円	820円	1, 720円	860円	2, 670円	1, 340円
6, 600円	3, 300円																												
400円	200円																												
400円	200円																												
1, 250円	630円																												
1, 250円	630円																												
1, 320円	660円																												
2, 040円	1, 020円																												
8, 640円	4, 320円																												
520円	260円																												
520円	260円																												
1, 630円	820円																												
1, 630円	820円																												
1, 720円	860円																												
2, 670円	1, 340円																												
」を	」に改める。																												

別表3 研修施設準用利用施設基本利用料金の表中「510円」を「660円」に、「260円」を「330円」に改める。

別表4 テニスコート施設基本利用料金の表テニスコートの項中「410円」を「480円」に、「510円」を「600円」に改め、同表テニスコート照明施設の項中「70円」を「90円」に改め、同表備考第1号中「410円」を「480円」に改め、同表備考中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の利用料金は、当該区分の利用料金の額に1.5を乗じて得た額とする。

別表５その他施設基本利用料金の表スカイルームの項中「３５０円」を「４５０円」に、「１７０円」を「２２０円」に、「２８０円」を「３６０円」に、「１４０円」を「１８０円」に改め、同表ヘルスルームの項中「３５０円」を「４５０円」に、「３，５００円」を「４，５００円」に改め、同表大浴場の項中「４３０円」を「５００円」に、「１８０円」を「２５０円」に、「４，３００円」を「５，０００円」に、「１，８００円」を「２，５００円」に改め、同表ヘルスルーム及び大浴場の項中「６００円」を「７２０円」に、「６，０００円」を「７，２００円」に改め、同表娛樂室の項中「３５０円」を「４５０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例に定める額の利用料金を徴収することができる。

(参 考)

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新

(利用料金)

第14条 すいとぴあ江南の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2及び3 (略)

4 別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表(第14条関係)

1 宿泊施設基本利用料金(1人1泊につき)

施設の名称	利用単位	通常	土、日曜日及び祝日等
洋室	1人	7,260円	8,710円
	和室	4,460円	5,350円
広間	3人以上	4,290円	5,140円

備考 (略)

2 研修施設基本利用料金

施設の名称		利用時間区分	
		午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで
		2時間につき	1時間につき
多目的ホール		8,640円	4,320円
小研修室	A	520円	260円
	B	520円	260円

新			
研修室	A	<u>1,630円</u>	<u>820円</u>
	B	<u>1,630円</u>	<u>820円</u>
大広間	A	<u>1,720円</u>	<u>860円</u>
	B	<u>2,670円</u>	<u>1,340円</u>

備考 (略)

3 研修施設準用利用施設基本利用料金

施設の名称	利用時間区分	
	午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで
	1室2時間につき	1室1時間につき
和室	<u>660円</u>	<u>330円</u>
大広間		

備考 (略)

4 テニスコート施設基本利用料金

施設の名称	利用時間区分	利用単位	利用料金
テニスコート	午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	1コート2時間 につき	<u>480円</u>
	午後7時から午後9時30分まで	1コート2時間 30分につき	<u>600円</u>
テニスコート照明施設		1コート30分 につき	<u>90円</u>

新

備考

1 午後7時から午後9時30分までの利用時間区分において、午後7時から午後9時までの1コート2時間につき、480円で利用することができるものとする。

2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の利用料金は、当該区分の利用料金の額に1.5を乗じて得た額とする。

3 (略)

5 その他施設基本利用料金

施設の名称		利用単位		利用料金	
スカイルーム		一般利用	大人(高校生以上)	1人1回につき	<u>450円</u>
			小・中学生		<u>220円</u>
		団体利用(20人以上)	大人(高校生以上)		<u>360円</u>
			小・中学生		<u>180円</u>
		宿泊施設利用者 (略)			
ヘルスルーム		大人(高校生以上)		1人1回につき	<u>450円</u>
		宿泊施設利用者 (略)			
		回数券	大人(高校生以上)	11回利用につき	<u>4,500円</u>
大浴場		大人(高校生以上)		1人1回につき	<u>500円</u>
		小・中学生			<u>250円</u>
		宿泊施設利用者 (略)			
		回数券	大人(高校生以上)	11回利用につき	<u>5,000円</u>
小・中学生	<u>2,500円</u>				
ヘルスルーム及び大浴場		大人(高校生以上)		1人1回につき	<u>720円</u>
		回数券	大人(高校生以上)	11回利用につき	<u>7,200円</u>
娯楽室	B	1室1時間につき			<u>450円</u>
	C				

旧

(利用料金)

第14条 すいとぴあ江南の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2及び3 (略)

4 別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表(第14条関係)

1 宿泊施設基本利用料金(1人1泊につき)

施設の名称	利用単位	通常	土、日曜日及び祝日等
洋室	1人	<u>6,430円</u>	<u>7,710円</u>
和室	2人	<u>3,800円</u>	<u>4,560円</u>
広間	3人以上	<u>3,640円</u>	<u>4,360円</u>

備考 (略)

2 研修施設基本利用料金

施設の名称		利用時間区分	
		午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで
		2時間につき	1時間につき
多目的ホール		<u>6,600円</u>	<u>3,300円</u>
小研修室	A	<u>400円</u>	<u>200円</u>
	B	<u>400円</u>	<u>200円</u>

旧			
研修室	A	<u>1,250円</u>	<u>630円</u>
	B	<u>1,250円</u>	<u>630円</u>
大広間	A	<u>1,320円</u>	<u>660円</u>
	B	<u>2,040円</u>	<u>1,020円</u>

備考 (略)

3 研修施設準用利用施設基本利用料金

施設の名称	利用時間区分	
	午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで
	1室2時間につき	1室1時間につき
和室	<u>510円</u>	<u>260円</u>
大広間		

備考 (略)

4 テニスコート施設基本利用料金

施設の名称	利用時間区分	利用単位	利用料金
テニスコート	午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	1コート2時間 につき	<u>410円</u>
	午後7時から午後9時30分まで	1コート2時間 30分につき	<u>510円</u>
テニスコート照明施設		1コート30分 につき	<u>70円</u>

旧

備考

- 1 午後7時から午後9時30分までの利用時間区分において、午後7時から午後9時までの1コート2時間につき、410円で利用することができるものとする。

2 (略)

5 その他施設基本利用料金

施設の名称		利用単位		利用料金	
スカイルーム		一般利用	大人(高校生以上)	1人1回につき	<u>350円</u>
			小・中学生		<u>170円</u>
		団体利用(20人以上)	大人(高校生以上)		<u>280円</u>
			小・中学生		<u>140円</u>
		宿泊施設利用者 (略)			
ヘルスルーム		大人(高校生以上)		1人1回につき	<u>350円</u>
		宿泊施設利用者 (略)			
		回数券	大人(高校生以上)	11回利用につき	<u>3,500円</u>
大浴場		大人(高校生以上)		1人1回につき	<u>430円</u>
		小・中学生			<u>180円</u>
		宿泊施設利用者 (略)			
		回数券	大人(高校生以上)	11回利用につき	<u>4,300円</u>
			小・中学生		<u>1,800円</u>
ヘルスルーム及び大浴場		大人(高校生以上)		1人1回につき	<u>600円</u>
		回数券	大人(高校生以上)	11回利用につき	<u>6,000円</u>
娯楽室	B	1室1時間につき			<u>350円</u>
	C				

令和８年議案第７５号

江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、受益と負担の公平性の観点から、一般廃棄物の処理に係る手数料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

第23条第1項第2号中「150円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）の
新旧対照表

新	旧
（市による廃棄物の減量） 第13条 （略） 2 市長は、法<u>第6条の2第7項</u>の規定により、事業系一般廃棄物を多量に生ずる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関して必要な事項を指示することができる。 3 （略） （一般廃棄物の処理手数料） 第23条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、市民等から一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)として次に掲げる金額を徴収する。 (1) （略） (2) 市の一般廃棄物最終処分場に直接搬入された一般廃棄物 10キログラムにつき<u>200円</u> 2及び3 （略）	（市による廃棄物の減量） 第13条 （略） 2 市長は、法<u>第6条の2第5項</u>の規定により、事業系一般廃棄物を多量に生ずる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関して必要な事項を指示することができる。 3 （略） （一般廃棄物の処理手数料） 第23条 同左 (1) （略） (2) 市の一般廃棄物最終処分場に直接搬入された一般廃棄物 10キログラムにつき<u>150円</u> 2及び3 （略）

令和８年議案第７６号

江南市都市公園条例の一部改正について

江南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、公園施設の使用料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

江南市都市公園条例（昭和５５年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「映画」を「動画」に改め、同項第３号中「のため、都市公園の全部又は一部を独占して利用する」を「を行う」に改め、同項第４号中「これ」を「これら」に改める。

第１０条第１項を次のように改める。

有料公園施設を利用しようとする者は、別表第３に定める額の使用料を納付しなければならない。

第１０条第７項第１号中「行為」を「利用、設置、占用又は行為（次号及び第３号において「利用等」という。）」に改め、同項第２号中「行為」を「利用等」に、「前日」を「３日前」に、「使用」を「利用等」に改め、同項第３号中「許可に係る行為」を「利用等」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「使用の」を「設置又は占用の」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「第１項第２号」を「設置又は占用」に、「使用期間」を「その期間」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「使用料」を「前項の使用料」に、「許可に係る当該施設若しくは物件の設置又は施設の利用」を「当該許可に係る公園施設の設置（以下この条において「設置」という。）」、都市公園の占用（以下この条において「占用」という。）又は都市公園における行為」に改め、同項第１号から第４号までの規定中「行為」を「設置、占用又は行為」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 法第５条第１項、法第６条第１項若しくは第３項又は第３条第１項若しくは第３項の許可を受けた者は、別表第４に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表第３テニスコートの項中「４１０」を「４８０」に改め、同表多目的グラウンドの項中「５８０」を「７５０」に、「２９０」を「３８０」に改め、同表多目的広場の項、蘇南グラウンドの項及び南野グラウンドの項中「２３０」を「３００」に改め、同表パークゴルフ場の項中「４，４００」を「５，６００」に、「１１０」を「１４０」に改め、同表ローラースケート場の項中「１，０００」を「１，３１０」に、「１３０」を「１７０」に改め、同表中般若グラウンドの項中「２３０」を「３００」に改め、同表野球場の項中「７４０」を「９６０」に改め、同表ソフトボール場の項中「２３０」を「３００」に改め、同表サッカー場の項及び芝生広場の項中「５８０」を「７５０」に改め、

同表グラウンド・ゴルフ場の項中「２４０」を「３１０」に改め、同表備考中第３号を第５号とし、第２号を第４号とし、第１号を第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

- (１) 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額に２を乗じて得た額とする。ただし、パークゴルフ場及びローラースケート場の個人利用にあつては、この限りでない。
- (２) 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の使用料は、前号本文の規定にかかわらず、１コート２時間につき７２０円とする。

別表第４変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所の項の次に次のように加える。

その他の占用	江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成５年条例第３８号）第３条の規定の例により算出した額
--------	---

別表第４公園施設の設置の項中「（平成５年条例第３８号）」を削り、「規定に準じて」を「規定の例により」に改め、同表に次のように加える。

業として写真の撮影又は物品の販売、募金その他これらに類する行為を行う場合	１日につき	７５０
業として動画の撮影を行う場合	１日につき	７，５００
興行又は競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	１平方メートル１日につき	１１

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第３条、第１０条及び別表第４の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市都市公園条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市都市

公園条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(参 考)

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新
(行為の制限) 第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。 (1) 業として写真又は<u>動画</u>を撮影すること。 (2) (略) (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し<u>を行う</u>こと。 (4) 物品の販売、募金その他<u>これら</u>に類する行為をすること。
2～5 (略)
(使用料)
第10条 <u>有料公園施設を利用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。</u>
2 <u>法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第4に定める額の使用料を納付しなければならない。</u>
3 <u>前項の使用料は、次の各号に掲げる当該許可に係る公園施設の設置(以下この条において「設置」という。)、都市公園の占用(以下この条において「占用」という。)</u> <u>又は都市公園における行為(以下この条において「行為」という。)</u>の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。 (1) 日による<u>設置、占用又は行為</u> <u>設置、占用又は行為</u>の許可を受けたとき。 (2) 月による<u>設置、占用又は行為</u> <u>設置、占用又は行為</u>の月の月末まで。 (3) 年による<u>設置、占用又は行為</u>で、<u>設置、占用又は行為</u>が2会計年度にわたらないもの 許可した日の属する月の月末まで。 (4) 年による<u>設置、占用又は行為</u>で、<u>設置、占用又は行為</u>が2会計年度以上にわたるもの 初年度分については許可した日の属する月の月末まで、翌年度以降については毎年度当該年度分を4月30日まで。

新

4 設置又は占有の場合において、その期間が1年に満たないものについては、月割をもって計算し、1月に満たないものについては1月として計算した額を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、設置又は占有の期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表第4に定める額に、当該設置又は占有の期間に相当する期間を同表使用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 納付された使用料は、次の各号に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) 市長又は教育委員会が公共の福祉のため許可を取り消し、又は許可に係る利用、設置、占有又は行為(次号及び第3号において「利用等」という。)の中止を命じたとき。

(2) 許可を受けた者が利用等の日の3日前までに市長又は教育委員会の承認を受けて利用等を中止したとき。

(3) 許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、利用等ができなくなったとき。

別表第3(第10条関係)

区分	単位	使用料
テニスコート	1コート2時間につき	円 <u>480</u>
多目的グラウンド	2時間につき	全面 <u>750</u> 半面 <u>380</u>
多目的広場	2時間につき	<u>300</u>
蘇南グラウンド	2時間につき	<u>300</u>
南野グラウンド	2時間につき(専用利用)	<u>300</u>
パークゴルフ場	2時間につき(専用利用)	<u>5,600</u>
	1人2ラウンドにつき(個人利用)	<u>140</u>
ローラースケート場	2時間につき(専用利用)	<u>1,310</u>
	1人2時間につき(個人利用)	<u>170</u>

新		
中般若グラウンド	2時間につき	<u>300</u>
野球場	2時間30分につき	<u>960</u>
ソフトボール場	1面2時間につき	<u>300</u>
サッカー場	2時間につき	<u>750</u>
芝生広場	2時間につき(専用利用)	<u>750</u>
グラウンド・ゴルフ場	2時間につき	<u>310</u>

備考

- (1) 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、パークゴルフ場及びローラースケート場の個人利用にあつては、この限りでない。
- (2) 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の使用料は、前号本文の規定にかかわらず、1コート2時間につき720円とする。
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

別表第4(第10条関係)

区分		単位	使用料
第1種電柱の項～変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所の項			(略)
<u>その他の占用</u>		<u>江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例(平成5年条例第38号)第3条の規定の例により算出した額</u>	
公園施設の設置	入札・公募による場合	(略)	
	入札・公募によらない場合	<u>江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第3条の規定の例により算出した額</u>	
<u>業として写真の撮影又は物品の販売、募金その他これらに類する行為を行う場合</u>		1日につき	<u>750</u>
<u>業として動画の撮影を行う場合</u>		1日につき	<u>7,500</u>

新		
<u>興行又は競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合</u>	<u>1平方メートル1日につき</u>	<u>11</u>
備考 (略)		

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) (略)
- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (4) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。

2～5 (略)

(使用料)

第10条 次の各号に掲げる許可(次項及び第7項において「許可」という。)を受けた者からは、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。

- (1) 第7条の許可 別表第3に定める額
- (2) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第4に定める額

2 使用料は、次の各号に掲げる許可に係る当該施設若しくは物件の設置又は施設の利用(以下この条において「行為」という。)の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。

- (1) 日による行為 行為の許可を受けたとき。
- (2) 月による行為 行為の月の月末まで。
- (3) 年による行為で、行為が2会計年度にわたらないもの 許可した日の属する月の月末まで。
- (4) 年による行為で、行為が2会計年度以上にわたるもの 初年度分については許可した日の属する月の月末まで、翌年度以降については毎年度当該年度分を4月30日まで。

旧

3 第1項第2号の場合において、使用期間が1年に満たないものについては、月割をもって計算し、1月に満たないものについては1月として計算した額を納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表第4に定める額に、当該使用の期間に相当する期間を同表使用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

5 (略)

6 (略)

7 納付された使用料は、次の各号に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) 市長又は教育委員会が公共の福祉のため許可を取り消し、又は許可に係る行為の中止を命じたとき。

(2) 許可を受けた者が行為の日の前日までに市長又は教育委員会の承認を受けて使用を中止したとき。

(3) 許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、許可に係る行為ができなくなったとき。

別表第3(第10条関係)

区分	単位	使用料
テニスコート	1コート2時間につき	円 <u>410</u>
多目的グラウンド	2時間につき	全面 <u>580</u> 半面 <u>290</u>
多目的広場	2時間につき	<u>230</u>
蘇南グラウンド	2時間につき	<u>230</u>
南野グラウンド	2時間につき(専用利用)	<u>230</u>
パークゴルフ場	2時間につき(専用利用)	<u>4,400</u>
	1人2ラウンドにつき(個人利用)	<u>110</u>
ローラースケート場	2時間につき(専用利用)	<u>1,000</u>
	1人2時間につき(個人利用)	<u>130</u>

旧		
中般若グラウンド	2時間につき	<u>230</u>
野球場	2時間30分につき	<u>740</u>
ソフトボール場	1面2時間につき	<u>230</u>
サッカー場	2時間につき	<u>580</u>
芝生広場	2時間につき(専用利用)	<u>580</u>
グラウンド・ゴルフ場	2時間につき	<u>240</u>

備考

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

別表第4(第10条関係)

区分		単位	使用料
第1種電柱の項～変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所の項			(略)
公園施設の設置		入札・公募による場合	(略)
		入札・公募によらない場合	江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例(平成5年条例第38号)第3条の規定に準じて算出した額

備考 (略)

令和８年議案第７７号

江南市下水道条例の一部改正について

江南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、受益と負担の公平性の観点から、指定工事店の指定の更新に係る手数料の見直しを図るため、改正する必要があるからであります。

江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）

江南市下水道条例（平成１３年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３６条第１項第３号中「５，０００円」を「７，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

(参 考)

江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(手数料) 第36条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 及び(2) (略) (3) 指定工事店の指定の更新 1件につき <u>7,000円</u> 2及び3 (略)	(手数料) 第36条 同左 (1) 及び(2) (略) (3) 指定工事店の指定の更新 1件につき <u>5,000円</u> 2及び3 (略)

令和８年議案第７８号

江南市水道事業給水条例の一部改正について

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、受益と負担の公平性の観点から、設計審査及び工事検査に係る手数料の見直しを図るため、改正する必要があるからであります。

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業給水条例（昭和５０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３２条第１項第４号中「１，５００円」を「２，２００円」に改め、同項第５号中「９００円」を「１，３００円」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(手数料) 第32条 手数料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1)～(3) (略) (4) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1件につき <u>2,200円</u> (5) 第8条第2項の工事の検査をするとき。 1件につき <u>1,300円</u> 2 (略)	(手数料) 第32条 同左 (1)～(3) (略) (4) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1件につき <u>1,500円</u> (5) 第8条第2項の工事の検査をするとき。 1件につき <u>900円</u> 2 (略)

令和８年議案第７９号

江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市コミュニティセンターの利用料金の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「利用者は、利用の許可を受けたときに」を「コミュニティセンターを利用しようとする者は」に改める。

第9条第2号中「利用を開始する前」を「利用の日の3日前まで」に改める。

別表備考中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合における利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和9年4月1日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に定める額の利用料金を徴収することができる。

(参 考)

江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(利用料金) 第8条 コミュニティセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。	(利用料金) 第8条 同左
2 <u>コミュニティセンターを利用しようとする者は、前項に規定する利用料金を指定管理者に対し納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (利用料金の還付) 第9条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。 (1) (略) (2) 利用者がコミュニティセンターの <u>利用の日の3日前までに利用の許可の取消しを届け出たとき。</u>	2 <u>利用者は、利用の許可を受けたときに、</u> 前項に規定する利用料金を指定管理者に対し納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金の還付) 第9条 同左
別表(第8条関係) 表 (略) 備考 1 (略) 2 <u>市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合における利用料金の額は、この表に定める額に2を乗</u>	別表(第8条関係) 表 (略) 備考 1 (略)

新	旧
<u>じて得た額とする。ただし、前号の</u> <u>規定の適用がある場合は、この限り</u> <u>でない。</u>	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)

令和８年議案第８０号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性
暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）の施行に伴い、
所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

(参 考)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条</u> <u>の16第4項において準用する法第21条の5</u> <u>の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴</u> <u>力等(学校設置者等及び民間教育保育等</u> <u>事業者による児童対象性暴力等の防止等</u> <u>のための措置に関する法律(令和6年法律</u> <u>第69号)第2条第2項に規定する児童対象</u> <u>性暴力等をいう。以下この条において同</u> <u>じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が</u> <u>行われた場合に利用乳幼児を適切に保護</u> <u>するため、児童等対象業務従事者(利用乳</u> <u>幼児と接する業務に従事する者のうち、</u> <u>支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の</u> <u>下で当該利用乳幼児に接するものをい</u> <u>う。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1</u> <u>項に規定する犯罪事実確認をいう。)その</u> <u>他の必要な措置を講じなければならな</u> <u>い。</u>	<u>第13条 削除</u>

令和８年議案第８１号

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

(参 考)

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法</u> <u>第34条の16第4項において準用する法第</u> <u>21条の5の18第4項の規定に基づき、児童</u> <u>対象性暴力等(学校設置者等及び民間教</u> <u>育保育等事業者による児童対象性暴力等</u> <u>の防止等のための措置に関する法律(令</u> <u>和6年法律第69号)第2条第2項に規定する</u> <u>児童対象性暴力等をいう。以下この条に</u> <u>おいて同じ。)を防止し、及び児童対象性</u> <u>暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適</u> <u>切に保護するため、児童等対象業務従事</u> <u>者(利用乳幼児と接する業務に従事する</u> <u>者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性の</u> <u>ある環境の下で当該利用乳幼児に接する</u> <u>ものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法</u> <u>第4条第1項に規定する犯罪事実確認をい</u> <u>う。)その他の必要な措置を講じなければ</u> <u>ならない。</u>	

令和８年議案第８２号

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、受益と負担の公平性の観点から、診断書の交付に係る手数料の見直しを図るため、改正する必要があるからであります。

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和５５年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項の表普通診断書の項中「１，６５０円」を「２，４５０円」に改め、同表死亡診断書の項中「３，３００円」を「４，４００円」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

(参 考)

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新	旧																								
(診療料等)	(診療料等)																								
第4条 (略)	第4条 (略)																								
2 (略)	2 (略)																								
3 診療所において診断書及び証明書の交付を受けようとする者は、次の表に定める額の手数料を納付しなければならない。	3 診療所において診断書及び証明書の交付を受けようとする者は、次の表に定める額の手数料を納付しなければならない。																								
<table><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>普通診断書</td><td>1通につき</td><td><u>2,450円</u></td></tr><tr><td>死亡診断書</td><td>1通につき</td><td><u>4,400円</u></td></tr><tr><td colspan="3">証明書の項 (略)</td></tr></table>	種類	単位	手数料の額	普通診断書	1通につき	<u>2,450円</u>	死亡診断書	1通につき	<u>4,400円</u>	証明書の項 (略)			<table><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>普通診断書</td><td>1通につき</td><td><u>1,650円</u></td></tr><tr><td>死亡診断書</td><td>1通につき</td><td><u>3,300円</u></td></tr><tr><td colspan="3">証明書の項 (略)</td></tr></table>	種類	単位	手数料の額	普通診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	死亡診断書	1通につき	<u>3,300円</u>	証明書の項 (略)		
種類	単位	手数料の額																							
普通診断書	1通につき	<u>2,450円</u>																							
死亡診断書	1通につき	<u>4,400円</u>																							
証明書の項 (略)																									
種類	単位	手数料の額																							
普通診断書	1通につき	<u>1,650円</u>																							
死亡診断書	1通につき	<u>3,300円</u>																							
証明書の項 (略)																									
4～6 (略)	4～6 (略)																								

令和８年議案第８３号

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市立学習等供用施設の使用料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和５１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「利用者は、利用の許可を受けたとき」を「施設を利用しようとする者」に改め、同条第２項第２号中「前日」を「３日前」に改める。

別表第３江南市立草井地区学習等供用施設の項中

「

３００	３７０
-----	-----

」を「

３９０	４８０
-----	-----

」に、「５３０円」を「６９０円」に、「６６０円」を「８６０円」に改め、同表江南市立布袋北部地区学習等供用施設の項中

「

１５０	１８０
-----	-----

」を「

１９０	２３０
-----	-----

」に、「３００円」を「３９０円」に、「３７０円」を「４８０円」に、

「

４３０	５３０
-----	-----

」を「

５６０	７００
-----	-----

」に改め、同表江南市立布袋南部地区学習等供用施設の項中「２４０円」を「３１０円」に、「３００円」を「３８０円」に、「５３０円」を「６９０円」に、「６６０円」を「８６０円」に改め、同表江南市立宮田地区学習等供用施設の項中

「

２４０	３００
-----	-----

」を「

３１０	３８０
-----	-----

」に、「１５０円」を「１９０円」に、「１８０円」を「２３０円」に、「８２０円」を「１，０５０円」に、「１，０２０円」を「１，３１０円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(参 考)

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新			
(使用料)			
第6条 <u>施設を利用しようとする者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</u>			
2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。			
(1) (略)			
(2) 利用者が利用の日の <u>3日前</u> までに市長の承認を受けて利用を中止したとき。			
(3) (略)			
別表第3(第6条関係)			
使用料及び時間 区分		使用料	
		利用時間区分	
		午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
		2時間につき	2時間30分につき
江南市立草井地区学習等供用施設	休養室	<u>390円</u>	<u>480円</u>
	学習室	<u>390円</u>	<u>480円</u>
	集会室	<u>690円</u>	<u>860円</u>
江南市立布袋北部地区学習等供用施設	休養室A	<u>190円</u>	<u>230円</u>
	休養室B	<u>190円</u>	<u>230円</u>
	保育室	<u>390円</u>	<u>480円</u>
	集会室A	<u>560円</u>	<u>700円</u>
	集会室B	<u>560円</u>	<u>700円</u>
江南市立布袋南部地区学習等供用施設	休養室	<u>310円</u>	<u>380円</u>
	集会室	<u>690円</u>	<u>860円</u>

新			
施設			
江南市立宮	学習室1階	<u>310円</u>	<u>380円</u>
田地区学習	保育室	<u>310円</u>	<u>380円</u>
等供用施設	休養室南	<u>310円</u>	<u>380円</u>
	休養室北	<u>190円</u>	<u>230円</u>
	集会室	<u>1,050円</u>	<u>1,310円</u>
備考	(略)		

旧

(使用料)

第6条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) (略)

(2) 利用者が利用の日の前日までに市長の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) (略)

別表第3(第6条関係)

使用料及び時間 区分		使用料	
		利用時間区分	
		午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
		2時間につき	2時間30分につき
江南市立草井地区学習等供用施設	休養室	<u>300円</u>	<u>370円</u>
	学習室	<u>300円</u>	<u>370円</u>
	集会室	<u>530円</u>	<u>660円</u>
江南市立布袋北部地区学習等供用施設	休養室A	<u>150円</u>	<u>180円</u>
	休養室B	<u>150円</u>	<u>180円</u>
	保育室	<u>300円</u>	<u>370円</u>
	集会室A	<u>430円</u>	<u>530円</u>
	集会室B	<u>430円</u>	<u>530円</u>
江南市立布袋南部地区学習等供用施設	休養室	<u>240円</u>	<u>300円</u>
	集会室	<u>530円</u>	<u>660円</u>

旧			
施設			
江南市立宮	学習室1階	<u>240円</u>	<u>300円</u>
田地区学習	保育室	<u>240円</u>	<u>300円</u>
等供用施設	休養室南	<u>240円</u>	<u>300円</u>
	休養室北	<u>150円</u>	<u>180円</u>
	集会室	<u>820円</u>	<u>1,020円</u>
備考	(略)		

令和８年議案第８４号

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市立公民館の使用料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「利用者は、利用の許可を受けたとき」を「公民館を利用しようとする者」に改め、同条第２項第２号中「前日」を「３日前」に改める。

別表第２古知野東公民館の項及び古知野西公民館の項中「５３０」を「６９０」に、「６６０」を「８６０」に、「２４０」を「３１０」に、「３００」を「３８０」に、「４４０」を「５７０」に、「５５０」を「７１０」に改め、同表古知野北公民館の項中

「	「																				
<table border="1"><tr><td>３００</td><td>３７０</td></tr><tr><td>２４０</td><td>３００</td></tr><tr><td>２４０</td><td>３００</td></tr><tr><td>２４０</td><td>３００</td></tr><tr><td>３００</td><td>３７０</td></tr></table>	３００	３７０	２４０	３００	２４０	３００	２４０	３００	３００	３７０	<table border="1"><tr><td>３９０</td><td>４８０</td></tr><tr><td>３１０</td><td>３８０</td></tr><tr><td>３１０</td><td>３８０</td></tr><tr><td>３１０</td><td>３８０</td></tr><tr><td>３９０</td><td>４８０</td></tr></table>	３９０	４８０	３１０	３８０	３１０	３８０	３１０	３８０	３９０	４８０
３００	３７０																				
２４０	３００																				
２４０	３００																				
２４０	３００																				
３００	３７０																				
３９０	４８０																				
３１０	３８０																				
３１０	３８０																				
３１０	３８０																				
３９０	４８０																				

」を」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市立公民館の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(参 考)

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新
旧対照表

新			
(使用料)			
第7条 <u>公民館を利用しようとする者は</u> 、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。			
2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。			
(1) (略)			
(2) 利用者が利用の日の <u>3日前</u> までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。			
(3) (略)			
別表第2(第7条関係)			
使用料及び時間 区分		使用料	
		利用時間区分	
		午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
		2時間につき	2時間30分につき
古知野東公 民館	会議室	円 <u>690</u>	円 <u>860</u>
	講義室	<u>310</u>	<u>380</u>
	実習室	<u>570</u>	<u>710</u>
古知野西公 民館	会議室	<u>690</u>	<u>860</u>
	講義室	<u>310</u>	<u>380</u>
	実習室	<u>570</u>	<u>710</u>
古知野北公 民館	研修室	<u>390</u>	<u>480</u>
	集会室	<u>310</u>	<u>380</u>
	会議室1	<u>310</u>	<u>380</u>

新			
	会議室2	<u>310</u>	<u>380</u>
	多目的室	<u>390</u>	<u>480</u>
備考 (略)			

旧

(使用料)

第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) (略)

(2) 利用者が利用の日の前日までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) (略)

別表第2(第7条関係)

使用料及び時間 区分		使用料	
		利用時間区分	
		午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
		2時間につき	2時間30分につき
古知野東公 民館	会議室	円 <u>530</u>	円 <u>660</u>
	講義室	<u>240</u>	<u>300</u>
	実習室	<u>440</u>	<u>550</u>
古知野西公 民館	会議室	<u>530</u>	<u>660</u>
	講義室	<u>240</u>	<u>300</u>
	実習室	<u>440</u>	<u>550</u>
古知野北公 民館	研修室	<u>300</u>	<u>370</u>
	集会室	<u>240</u>	<u>300</u>
	会議室1	<u>240</u>	<u>300</u>

旧			
	会議室2	<u>240</u>	<u>300</u>
	多目的室	<u>300</u>	<u>370</u>
備考 (略)			

令和８年議案第８５号

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市民文化会館の利用料金の見直しを図るため、改正する必要があるからであります。

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和５９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表１ホール関係施設基本利用料金の表文化会館の項中「２０，９４０」を「２２，４００」に、「２３，５５０」を「２５，２００」に、「２５，１２０」を「２６，８８０」に、「２８，２６０」を「３０，２４０」に、

「			「		
470	470	520	510	510	570
850	850	950	910	910	1,020
850	850	950	910	910	1,020
550	550	610	590	590	660
550	550	610	590	590	660
470	470	520	510	510	570
470	470	520	510	510	570
470	470	520	510	510	570

」を」に
改め、同表ふじのはな会館の項中「７，０７０」を「７，５７０」に、「７，９５０」を「８，５１０」に、「８，４９０」を「９，０８０」に、「９，５５０」を「１０，２１０」に、

「			「		
810	810	910	870	870	970

」を」に、
「３３０」を「３５０」に、「３７０」を「３９０」に、「２５０」を「２７０」に、「２８０」を「３００」に改める。

別表２その他施設基本料金の表文化会館の項中「３，１４０」を「３，５００」に、「３，９２０」を「４，３７０」に、「１，９２０」を「２，１５０」に、「２，４００」を「２，６８０」に、「２，０３０」を「２，２６０」に、「２，５３０」を「２，８２０」に、「１，７６０」を「１，９６０」に、「２，２００」を「２，４５０」に、「７３０」を「８１０」に、「９１０」を「１，０１０」に、「１，３８０」を「１，

５５０」に、「１，７２０」を「１，９３０」に改め、同表ふじのはな会館の項中

「

２，１８０	２，７２０
-------	-------

」を「

２，４３０	３，０３０
-------	-------

」に、

「

９６０	１，２００
-----	-------

」を「

１，０８０	１，３５０
-------	-------

」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例に定める額の利用料金を徴収することができる。

(参 考)

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の
新旧対照表

新					
(利用料金)					
第14条 文化会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。					
2 (略)					
3 別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。					
別表(第14条関係)					
1 ホール関係施設基本利用料金					
施設の名称			利用料金		
			利用時間区分		
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
文化会館	大ホール	平日	円 <u>22,400</u>	円 <u>22,400</u>	円 <u>25,200</u>
		土、日曜日及び祝日	<u>26,880</u>	<u>26,880</u>	<u>30,240</u>
	大ホール 楽屋等	第1楽屋	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>570</u>
		第2楽屋	<u>910</u>	<u>910</u>	<u>1,020</u>
		第3楽屋	<u>910</u>	<u>910</u>	<u>1,020</u>
		第4楽屋	<u>590</u>	<u>590</u>	<u>660</u>
		第5楽屋	<u>590</u>	<u>590</u>	<u>660</u>
		講師控室	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>570</u>
		主催者事務室	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>570</u>
		第1練習室	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>570</u>

新						
ふ じ の は な 会 館	小ホール		平日	<u>7,570</u>	<u>7,570</u>	<u>8,510</u>
			土、日 曜日及 び祝日	<u>9,080</u>	<u>9,080</u>	<u>10,210</u>
	小ホ ー ル 楽屋 等	第1楽屋		<u>870</u>	<u>870</u>	<u>970</u>
		第2楽屋		<u>870</u>	<u>870</u>	<u>970</u>
		第3楽屋		<u>350</u>	<u>350</u>	<u>390</u>
		楽屋事務室		<u>270</u>	<u>270</u>	<u>300</u>

備考 (略)

2 その他施設基本利用料金

施設の名称			利用料金	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
			2時間につき	2時間30分につき
文化 会館	会議 室	第1会議室	円 <u>3,500</u>	円 <u>4,370</u>
		第2会議室	<u>2,150</u>	<u>2,680</u>
		特別会議室	<u>2,260</u>	<u>2,820</u>
	展示室		<u>1,960</u>	<u>2,450</u>
	練習 室	第2練習室	<u>810</u>	<u>1,010</u>
		第3練習室	<u>1,550</u>	<u>1,930</u>
ふ じ の は な 会 館	音楽室		<u>2,430</u>	<u>3,030</u>
	美術工芸室		<u>2,430</u>	<u>3,030</u>
	和室	第1和室	<u>1,080</u>	<u>1,350</u>
		第2和室	<u>1,080</u>	<u>1,350</u>

備考 (略)

旧					
(利用料金)					
第14条 文化会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。					
2 (略)					
3 別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。					
別表(第14条関係)					
1 ホール関係施設基本利用料金					
施設の名称			利用料金		
			利用時間区分		
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
文化会館	大ホール	平日	円 <u>20,940</u>	円 <u>20,940</u>	円 <u>23,550</u>
		土、日曜日及び祝日	<u>25,120</u>	<u>25,120</u>	<u>28,260</u>
	大ホール 楽屋等	第1楽屋	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>520</u>
		第2楽屋	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>950</u>
		第3楽屋	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>950</u>
		第4楽屋	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>610</u>
		第5楽屋	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>610</u>
		講師控室	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>520</u>
		主催者事務室	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>520</u>
		第1練習室	<u>470</u>	<u>470</u>	<u>520</u>

旧						
ふ じ の は な 会 館	小ホール		平日	<u>7,070</u>	<u>7,070</u>	<u>7,950</u>
			土、日 曜日及 び祝日	<u>8,490</u>	<u>8,490</u>	<u>9,550</u>
	小ホ ール 楽屋 等	第1楽屋		<u>810</u>	<u>810</u>	<u>910</u>
		第2楽屋		<u>810</u>	<u>810</u>	<u>910</u>
		第3楽屋		<u>330</u>	<u>330</u>	<u>370</u>
		楽屋事務室		<u>250</u>	<u>250</u>	<u>280</u>

備考 (略)

2 その他施設基本利用料金

施設の名称			利用料金	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
			2時間につき	2時間30分につき
文化 会館	会議 室	第1会議室	円 <u>3,140</u>	円 <u>3,920</u>
		第2会議室	<u>1,920</u>	<u>2,400</u>
		特別会議室	<u>2,030</u>	<u>2,530</u>
	展示室		<u>1,760</u>	<u>2,200</u>
	練習 室	第2練習室	<u>730</u>	<u>910</u>
		第3練習室	<u>1,380</u>	<u>1,720</u>
ふ じ の は な 会 館	音楽室		<u>2,180</u>	<u>2,720</u>
	美術工芸室		<u>2,180</u>	<u>2,720</u>
	和室	第1和室	<u>960</u>	<u>1,200</u>
		第2和室	<u>960</u>	<u>1,200</u>

備考 (略)

令和８年議案第８６号

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市スポーツプラザの使用料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例（昭和４５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「第６条第１項各号に掲げる者」に改め、同条第２項第２号中「利用者」を「第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「前日」を「３日前」に改める。

別表第２競技場の項中「４，９３０円」を「６，３８０円」に、「６，１６０円」を「７，９７０円」に、「２，４７０円」を「３，１９０円」に、「３，０８０円」を「３，９８０円」に、「１，２４０円」を「１，６００円」に、「１，５５０円」を「２，０００円」に、「２，４６０円」を「３，０５０円」に、「３，０７０円」を「３，８１０円」に、「１，２３０円」を「１，５３０円」に、「１，５３０円」を「１，９１０円」に、「６２０円」を「７７０円」に、「７７０円」を「９６０円」に改め、同表附属建物の項中「６５０円」を「７１０円」に、「８１０円」を「８８０円」に、「５４０円」を「５９０円」に、「６７０円」を「７３０円」に、「１，６００円」を「１，７４０円」に、「２，０００円」を「２，１７０円」に、「１，５９０円」を「１，７３０円」に、「１，９８０円」を「２，１６０円」に、「１，１００円」を「１，３１０円」に、「１，３７０円」を「１，６３０円」に、「３，７１０円」を「４，３９０円」に、「４，６３０円」を「５，４８０円」に、

「

１回	６２０円
１ヶ月	４，９６０円

「

１回	６８０円
１ヶ月	５，４４０円

」を

」に、

「９３０円」を「１，０２０円」に、「７，４４０円」を「８，１６０円」に改め、同表備考中第４号及び第５号を削り、第３号を第５号とし、第２号を第４号とし、第１号を第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

- １ 営利又は利益を目的として利用する場合における使用料の額は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

（１）競技場 この表に定める額に４を乗じて得た額

（２）附属建物（会議室及びフィットネススタジオに限る。） この表に定める額に２を乗じて得た額

2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（1）競技場 この表に定める額に2を乗じて得た額

（2）附属建物（会議室及びフィットネススタジオに限る。） この表に定める額に1.5を乗じて得た額

（3）附属建物（トレーニング室、フィットネススタジオ（運動プログラム）並びにトレーニング室及びフィットネススタジオ（運動プログラム）の1ヶ月利用に限る。） この表に定める額に1.25を乗じて得た額

別表第3グラウンドの項中「740円」を「960円」に、「370円」を「480円」に改め、同表照明施設の項中「800円」を「1,040円」に、「400円」を「520円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 照明施設の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がグラウンドを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に2を乗じて得た額とする。

別表第4テニスコートの項中「410円」を「480円」に改め、同表照明施設の項中「140円」を「180円」に、「70円」を「90円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 照明施設の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

別表第5柔道場の項及び剣道場の項中

「

団体又は大会利用	1,660円	2,070円
小中学生	2時間につき 110円	
	超過1時間まで 50円	

一般	2時間につき 220円
	超過1時間まで 110円

」を

「

団体又は 大会利用	全面	1, 790円	2, 230円
	1 / 2面	900円	1, 120円
小中学生	全面	2時間につき 140円	
		超過1時間まで 70円	
	1 / 2面	2時間につき 70円	
		超過1時間まで 40円	
一般	全面	2時間につき 280円	
		超過1時間まで 140円	
	1 / 2面	2時間につき 140円	
		超過1時間まで 70円	

」に改め、同表備考中第4

号及び第5号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- 1 営利又は利益を目的として団体又は大会利用の区分で利用する場合における使用料の額は、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が団体又は大会利用の区分で利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に2を乗じて得た額とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和9年4月1日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの

条例による改正後の江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(参 考)

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)
の新旧対照表

新				
(使用料)				
第8条 <u>第6条第1項各号に掲げる者は</u> 、別表第2から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、別表に定めないものの使用料については、市長が定める。				
2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。				
(1) (略)				
(2) <u>第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u> が利用の日の <u>3日前</u> までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。				
(3) (略)				
別表第2(第8条関係)				
江南市スポーツセンター使用料				
使用料及び時間 区分			使用料	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
			2時間につき	2時間30分につき
競技場	メインアリーナ	全面	<u>6,380円</u>	<u>7,970円</u>
		1/2面	<u>3,190円</u>	<u>3,980円</u>
		1/4面	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>
	サブアリーナ	全面	<u>3,050円</u>	<u>3,810円</u>
		1/2面	<u>1,530円</u>	<u>1,910円</u>
		1/4面	<u>770円</u>	<u>960円</u>
附属	会議室1		<u>710円</u>	<u>880円</u>
	会議室2		<u>590円</u>	<u>730円</u>

新			
建 物	会議室3	<u>1,740円</u>	<u>2,170円</u>
	会議室4	<u>1,730円</u>	<u>2,160円</u>
	会議室5	<u>1,310円</u>	<u>1,630円</u>
	フィットネスス タジオ	<u>4,390円</u>	<u>5,480円</u>
	トレーニング室	<u>1回 680円</u>	
		<u>1ヶ月 5,440円</u>	
	フィットネスス タジオ(運動プロ グラム)	<u>1回 680円</u>	
		<u>1ヶ月 5,440円</u>	
	トレーニング室 及びフィットネ ススタジオ(運動 プログラム)	1回 <u>1,020円</u>	
		1ヶ月 <u>8,160円</u>	
附属設備の項 (略)			

備考

- 1 営利又は利益を目的として利用する場合における使用料の額は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
 - (1) 競技場 この表に定める額に4を乗じて得た額
 - (2) 附属建物(会議室及びフィットネススタジオに限る。) この表に定める額に2を乗じて得た額
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。
 - (1) 競技場 この表に定める額に2を乗じて得た額
 - (2) 附属建物(会議室及びフィットネススタジオに限る。) この表に定める額に1.5を乗じて得た額
 - (3) 附属建物(トレーニング室、フィットネススタジオ(運動プログラム)並びに

新

トレーニング室及びフィットネススタジオ(運動プログラム)の1ヶ月利用に限る。) この表に定める額に1.25を乗じて得た額

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表第3(第8条関係)

江南市営グラウンド使用料

区分		使用料
グラウンド	全面	2時間30分につき <u>960円</u>
	1/2面	2時間30分につき <u>480円</u>
照明施設	1基	1時間につき <u>1,040円</u>
		超過30分まで <u>520円</u>

備考

- 1 照明施設の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がグラウンドを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に2を乗じて得た額とする。

別表第4(第8条関係)

江南市営テニスコート使用料

区分		使用料
テニスコート	1コート	2時間につき <u>480円</u>
照明施設	1コート	1時間につき <u>180円</u>
		超過30分まで <u>90円</u>

備考

- 1 照明施設の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に1.5を乗じて得た額

新

とする。

別表第5(第8条関係)

江南市武道館使用料

区分			使用料及び時間		使用料	
					利用時間区分	
					午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
					2時間につき	2時間30分につき
柔 道 場	<u>団体又は</u>	<u>全面</u>			<u>1,790円</u>	<u>2,230円</u>
		<u>大会利用</u>	<u>1/2面</u>		<u>900円</u>	<u>1,120円</u>
	<u>小中学生</u>	<u>全面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>140円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>70円</u>	
		<u>1/2面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>70円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>40円</u>	
	<u>一般</u>	<u>全面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>280円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>140円</u>	
		<u>1/2面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>140円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>70円</u>	
剣 道 場	<u>団体又は</u>	<u>全面</u>			<u>1,790円</u>	<u>2,230円</u>
		<u>大会利用</u>	<u>1/2面</u>		<u>900円</u>	<u>1,120円</u>
	<u>小中学生</u>	<u>全面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>140円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>70円</u>	
		<u>1/2面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>70円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>40円</u>	
	<u>一般</u>	<u>全面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>280円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>140円</u>	
		<u>1/2面</u>		<u>2時間につき</u>	<u>140円</u>	
				<u>超過1時間まで</u>	<u>70円</u>	

新			
			<u>超過1時間まで</u> <u>70円</u>
備考			
<u>1 営利又は利益を目的として団体又は大会利用の区分で利用する場合における使用料の額は、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。</u>			
<u>2 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が団体又は大会利用の区分で利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に2を乗じて得た額とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。</u>			
<u>3</u>	(略)		
<u>4</u>	(略)		
<u>5</u>	(略)		

旧

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第2から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、別表に定めのないものの使用料については、市長が定める。

2 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) (略)

(2) 利用者が利用の日の前日までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) (略)

別表第2(第8条関係)

江南市スポーツセンター使用料

使用料及び時間 区分			使用料	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
			2時間につき	2時間30分につき
競技場	メインアリーナ	全面	<u>4,930円</u>	<u>6,160円</u>
		1/2面	<u>2,470円</u>	<u>3,080円</u>
		1/4面	<u>1,240円</u>	<u>1,550円</u>
	サブアリーナ	全面	<u>2,460円</u>	<u>3,070円</u>
		1/2面	<u>1,230円</u>	<u>1,530円</u>
		1/4面	<u>620円</u>	<u>770円</u>
附属	会議室1		<u>650円</u>	<u>810円</u>
	会議室2		<u>540円</u>	<u>670円</u>

旧			
建 物	会議室3	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>
	会議室4	<u>1,590円</u>	<u>1,980円</u>
	会議室5	<u>1,100円</u>	<u>1,370円</u>
	フィットネスス タジオ	<u>3,710円</u>	<u>4,630円</u>
	トレーニング室	<u>1回 620円</u>	
		<u>1ヶ月 4,960円</u>	
	フィットネスス タジオ(運動プロ グラム)	<u>1回 620円</u>	
		<u>1ヶ月 4,960円</u>	
	トレーニング室 及びフィットネ ススタジオ(運動 プログラム)	<u>1回 930円</u>	
		<u>1ヶ月 7,440円</u>	
附属設備の項 (略)			
備考			

1 (略)2 (略)3 (略)4 営利又は利益を目的として利用する場合における使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。5 前項の規定は、附属設備については、適用しない。

別表第3(第8条関係)

江南市営グラウンド使用料

区分		使用料
グラウンド	全面	2時間30分につき <u>740円</u>
	1/2面	2時間30分につき <u>370円</u>
照明施設	1基	1時間につき <u>800円</u>
		超過30分まで <u>400円</u>

備考 照明設備の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

別表第4(第8条関係)

江南市営テニスコート使用料

区分		使用料
テニスコート	1コート	2時間につき <u>410円</u>
照明施設	1コート	1時間につき <u>140円</u>
		超過30分まで <u>70円</u>

備考 照明設備の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

別表第5(第8条関係)

江南市武道館使用料

区分		使用料及び時間		使用料	
				利用時間区分	
柔 道 場	団体又は大会利用			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
				2時間につき	2時間30分につき
	小中学生			1,660円	2,070円
	一般			2時間につき 110円	
				超過1時間まで 50円	
剣 道 場	団体又は大会利用			1,660円	2,070円
	小中学生			2時間につき 110円	
	一般			2時間につき 220円	
				超過1時間まで 110円	

旧		
備考		
1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 <u>入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。</u> 5 <u>利用面積が床面積の2分の1のときは、当該使用料の2分の1に相当する額で利用できるものとする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。</u>		

令和８年議案第８７号

江南市立学校施設使用料条例の一部改正について

江南市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市立学校施設の使用料の見直しを図る等のため、改正する必要があるからであります。

江南市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）

江南市立学校施設使用料条例（平成２８年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表中学校グラウンドの項中「２，７９０円」を「３，６２０円」に改め、同表中学校・小学校体育館の項中「１，０９０円」を「１，４２０円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- １ 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が中学校グラウンドを利用する場合におけるこの表の適用については、「３，６２０円」とあるのは、「３，９２０円」とする。
- ２ 教育委員会が特に必要があると認めるときに、施設を使用の区分に定める時間を超えて利用する場合の使用料は、その１時間（１時間に満たないときは、１時間とする。）につき当該使用料の１時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に１０円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市立学校施設使用料条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市立学校施設使用料条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(参 考)

江南市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			旧		
(使用料)					
第3条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。					
2 (略)					
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
施設	使用の区分	使用料	施設	使用の区分	使用料
中学校グランド	午後7時から	3,620円	中学校グランド	午後7時から	2,790円
	午後9時まで			午後9時まで	
中学校・小学校 体育館	午後7時から	1,420円	中学校・小学校 体育館	午後7時から	1,090円
	午後9時まで			午後9時まで	
備考			備考 教育委員会が特に必要があると		
1 市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が中学校グランドを利用する場合におけるこの表の適用については、「3,620円」とあるのは、「3,920円」とする。			認めるときに、施設を使用の区分に定める時間を超えて利用する場合の使用料は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき当該使用料の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。		
2 教育委員会が特に必要があると認めるときに、施設を使用の区分に定める時間を超えて利用する場合の使用料は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき当該使用料の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。					

令和８年議案第８８号

教育用コンピュータ機器売買契約の締結について

令和８年８月７日見積徴収した教育用コンピュータ機器の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１３号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

記

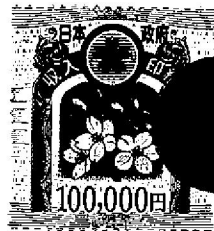
- | | |
|----------|--|
| １ 契約の目的 | 教育用コンピュータ機器の購入 |
| ２ 契約の方法 | 随意契約 |
| ３ 契約金額 | 金 ４４９，８７８，８８０円 |
| ４ 契約の相手方 | 名古屋市中村区平池町四丁目６０番地１２ グローバルゲート
２５Ｆ
株式会社フューチャーイン
常務取締役 岩間 泰大 |

提案理由

この案を提出するのは、教育用コンピュータ機器を購入するため、必要があるからであります。

(参 考)

売 買 仮 契 約 書



1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 教育用コンピュータ機器
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数 量 8,299 台

2 契 約 金 額 金 4 4 9, 8 7 8, 8 8 0 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 4 0, 8 9 8, 0 8 0 円

3 契約保証金 免除

4 納 入 期 限 令和 9 年 3 月 31 日

5 納 入 場 所 江南市宮後町船渡 58 番地外 14

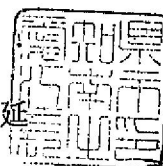
上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社フューチャーイン(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

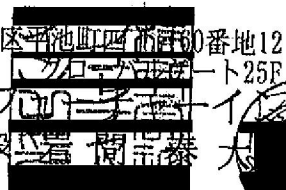
この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和 8 年 8 月 10 日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延



受注者 名古屋市中村区平池町四丁目30番地12
株式会社 フューチャーイン
常務取締役 大 関 隆 泰



令和 8 年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度江南市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 848,928 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,634,419 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 14, 142, 199	千円 198, 677	千円 14, 340, 876
	1 市 民 税	6, 967, 094	198, 677	7, 165, 771
10 地 方 特 例 交 付 金		224, 000	△16, 929	207, 071
	1 地 方 特 例 交 付 金	224, 000	△16, 929	207, 071
11 地 方 交 付 税		4, 672, 000	136, 659	4, 808, 659
	1 地 方 交 付 税	4, 672, 000	136, 659	4, 808, 659
15 国 庫 支 出 金		6, 027, 860	18, 300	6, 046, 160
	2 国 庫 補 助 金	405, 545	16, 000	421, 545
	4 国 庫 交 付 金	900, 110	2, 300	902, 410
16 県 支 出 金		3, 581, 491	13, 582	3, 595, 073
	2 県 補 助 金	1, 365, 186	12, 821	1, 378, 007
	3 委 託 金	238, 341	761	239, 102
19 繰 入 金		2, 109, 202	137, 912	2, 247, 114
	1 基 金 繰 入 金	2, 084, 610	137, 912	2, 222, 522
20 繰 越 金		500, 000	332, 554	832, 554
	1 繰 越 金	500, 000	332, 554	832, 554
21 諸 収 入		912, 411	6, 073	918, 484
	5 雑 入	658, 787	6, 073	664, 860
22 市 債		2, 259, 800	22, 100	2, 281, 900
	1 市 債	2, 259, 800	22, 100	2, 281, 900
歳 入 合 計		38, 785, 491	848, 928	39, 634, 419

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3, 114, 129	千円 430, 420	千円 3, 544, 549
	1 総 務 管 理 費	2, 253, 384	429, 659	2, 683, 043
	2 徴 税 費	538, 396		538, 396
	4 選 挙 費	63, 400	761	64, 161
3 民 生 費		19, 843, 416	66, 945	19, 910, 361
	1 社 会 福 祉 費	9, 781, 117	30, 162	9, 811, 279
	2 児 童 福 祉 費	8, 739, 398	31, 242	8, 770, 640
	3 生 活 保 護 費	1, 309, 336	5, 541	1, 314, 877
4 衛 生 費		3, 505, 562	106, 184	3, 611, 746
	1 保 健 衛 生 費	923, 366	106, 184	1, 029, 550
7 商 工 費		1, 137, 904	1, 200	1, 139, 104
	1 商 工 費	1, 137, 904	1, 200	1, 139, 104
8 土 木 費		2, 565, 252	229, 064	2, 794, 316
	1 土 木 管 理 費	235, 889	4, 600	240, 489
	2 道 路 橋 り ょ う 費	627, 840	150, 954	778, 794
	3 河 川 費	609, 272	42, 624	651, 896
	4 都 市 計 画 費	530, 345	21, 737	552, 082
	6 下 水 道 費	520, 244	9, 149	529, 393
10 教 育 費		4, 029, 339	15, 115	4, 044, 454
	1 教 育 総 務 費	589, 106	6, 125	595, 231
	4 社 会 教 育 費	438, 370	7, 232	445, 602
	5 保 健 体 育 費	1, 571, 198	1, 758	1, 572, 956
歳 出 合 計		38, 785, 491	848, 928	39, 634, 419

第2表 繰越明許費

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	27,665

第3表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
国民健康保険税通知書等作成委託料	令和8年度 ～ 令和11年度	9,468	令和8年度 ～ 令和11年度	8,599

第4表 地方債補正

[単位:千円]

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
布袋ふれあい会館改修事業	6,800	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
市 税 賦 課 事 業	8,100			

[単位:千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
雨水貯留施設整備事業	109,700	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	116,900	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
市 債 計	2,259,800				2,281,900			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	14,142,199	198,677	14,340,876
10 地方特例交付金	224,000	△16,929	207,071
11 地方交付税	4,672,000	136,659	4,808,659
15 国庫支出金	6,027,860	18,300	6,046,160
16 県 支 出 金	3,581,491	13,582	3,595,073
19 繰 入 金	2,109,202	137,912	2,247,114
20 繰 越 金	500,000	332,554	832,554
21 諸 収 入	912,411	6,073	918,484
22 市 債	2,259,800	22,100	2,281,900
歳 入 合 計	38,785,491	848,928	39,634,419

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総 務 費	3,114,129	430,420	3,544,549
3 民 生 費	19,843,416	66,945	19,910,361
4 衛 生 費	3,505,562	106,184	3,611,746
7 商 工 費	1,137,904	1,200	1,139,104
8 土 木 費	2,565,252	229,064	2,794,316
10 教 育 費	4,029,339	15,115	4,044,454
歳 出 合 計	38,785,491	848,928	39,634,419

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 761	千円 14,900	千円	千円 414,759
3,671			63,274
			106,184
			1,200
27,450	7,200		194,414
		△77,426	92,541
31,882	22,100	△77,426	872,372

2 歳 入

1 款 市税
1 5 款 国庫支出金

1 0 款 地方特例交付金
1 6 款 県支出金

1 1 款 地方交付税

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
1		市税	14,142,199	198,677	14,340,876
	1	市民税	6,967,094	198,677	7,165,771
		1 個人	6,393,583	198,677	6,592,260
10		地方特例交付金	224,000	△16,929	207,071
	1	地方特例交付金	224,000	△16,929	207,071
		1 地方特例交付金	224,000	△16,929	207,071
11		地方交付税	4,672,000	136,659	4,808,659
	1	地方交付税	4,672,000	136,659	4,808,659
		1 地方交付税	4,672,000	136,659	4,808,659
15		国庫支出金	6,027,860	18,300	6,046,160
	2	国庫補助金	405,545	16,000	421,545
		4 土木費国庫補助金	233,774	16,000	249,774
	4	国庫交付金	900,110	2,300	902,410
		5 土木費交付金	24,037	2,300	26,337
16		県支出金	3,581,491	13,582	3,595,073
	2	県補助金	1,365,186	12,821	1,378,007
		2 民生費県補助金	554,701	3,671	558,372
			- 118 -		

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 課 税 分	198,677	[税務課] 所得割
1 地 方 特 例 交 付 金	△16,929	[財政課] 地方特例交付金
1 地 方 交 付 税	136,659	[財政課] 普通交付税
2 河 川 費 金 補 助 金	16,000	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金
1 土 木 管 理 費 金 交 付 金	2,300	[建築課] 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）
2 児 童 福 祉 費 金 補 助 金	3,671	[こども未来課] 保育所等給食費軽減対策支援金 5,507,800円×2/3

歳 入

1 6 款 県支出金
2 1 款 諸収入

1 9 款 繰入金

2 0 款 繰越金

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
		6 土木費県補助金	116,668	9,150	125,818
		3 委託金	238,341	761	239,102
		1 総務費委託金	230,334	761	231,095
19	繰入金		2,109,202	137,912	2,247,114
		1 基金繰入金	2,084,610	137,912	2,222,522
		1 基金繰入金	2,084,610	137,912	2,222,522
20	繰越金		500,000	332,554	832,554
		1 繰越金	500,000	332,554	832,554
		1 繰越金	500,000	332,554	832,554
21	諸収入		912,411	6,073	918,484
		5 雑入	658,787	6,073	664,860
		2 雑入	658,502	△77,426	581,076
		3 過年度収入		83,499	83,499

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 土 木 管 理 費 補 助 金	1,150	[建築課] 民間木造住宅耐震改修費補助金
3 河 川 費 補 助 金	8,000	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金
4 選 挙 費 委 託 金	761	[総務課] 愛知県知事選挙費委託金
1 基 礎 入 金	137,912	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金
1 前 年 度 金	332,554	[財政課] 前年度繰越金
9 学 校 給 食 セ ン タ 一 給 食 費 徴 収 金	△77,426	[教育課] 中学校生徒職員徴収金
1 過 年 度 入 収	83,499	[地域ふくし課] 令和7年度分生活困窮者住居確保給付費国庫負担金精算金 675 [ふくし支援課] 令和7年度分障害者自立支援給付費国庫負担金精算金 1,982 令和7年度分障害者自立支援給付費県費負担金精算金 991 令和7年度分生活保護医療扶助費国庫負担金精算金 37,069 令和7年度分生活保護介護扶助費国庫負担金精算金 755 令和7年度分被保護者就労支援事業費国庫負担金精算金 245 令和7年度分生活保護費県費負担金精算金 3,456

歳 入

2 1 款 諸収入

2 2 款 市債

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
22	市債		2, 259, 800	22, 100	2, 281, 900
	1	市債	2, 259, 800	22, 100	2, 281, 900
		1 総務債	8, 000	14, 900	22, 900
		4 土木債	210, 500	7, 200	217, 700
		計	38, 785, 491	848, 928	39, 634, 419

2 1 - 5 - 3 過年度収入 [単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
		[こども未来課] 令和7年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金 103 令和7年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金 25,266 令和7年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費国庫交付金精算金 934 令和7年度分子どものための教育・保育給付費県費負担金精算金 7,817 令和7年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費県費負担金精算金 115 令和7年度分私立幼稚園授業料等軽減県費補助金精算金 351 令和7年度分児童手当費国庫負担金精算金 2,238 [子育て支援課] 令和7年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金 690 [健康づくり課] 令和7年度分未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金 670 令和7年度分未熟児養育医療給付費県費負担金精算金 142
1 総 務 管 理 債	6,800	[市民サービス課] 布袋ふれあい会館改修事業債
2 徴 税 債	8,100	[税務課] 市税賦課事業債
2 河 川 債	7,200	[下水道課] 雨水貯留施設整備事業債

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 市 民 生活費	36,941	10,512	47,453		6,800		3,712	10需用費	1,195
								14工 事 請 負 費	9,317
5 財 政 費	326,963	416,278	743,241				416,278	24積 立 金	416,278
6 行 政 費 事 務 費	320,788	869	321,657				869	10需用費	869
8 防 災 安 全 費	245,783	2,000	247,783				2,000	18負担金、 補助及び 交 付 金	2,000
計	2,253,384	429,659	2,683,043		6,800		422,859		

2 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 税 務 費	363,193		363,193		8,100		△8,100		

2-1-3 市民生活費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔布袋ふれあい会館維持運営事業〕	1,195	補正後2,402,000円－補正前1,207,000円
・布袋ふれあい会館維持事業 10 需用費 修繕料 施設		
〔布袋ふれあい会館整備等事業〕	9,317	〈特定財源〉 地 6,800千円 7,607,000円×90%
・布袋ふれあい会館改修事業 14 工事請負費 空調設備改修工事費		
〔財政調整基金管理事業〕	416,278	地方財政法第7条第1項による剰余金の積立 前年度純繰越金832,554,416円×1/2以上
24 積立金 江南市財政調整基金積立金		
〔庁舎等維持運営事業〕	869	補正後3,911,000円－補正前3,042,000円
・庁舎等維持運営事業 10 需用費 修繕料 施設		
〔防犯対策事業〕	2,000	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 住宅防犯対策に係る費用負担軽減と防犯意識向上 内容 防犯用具の購入・設置に対する補助金の交付
・防犯対策事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 防犯対策費補助金		

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔軽自動車税賦課事業〕		(財源更正) 〈特定財源〉 地 3,240千円 3,616,000円×90%

歳 出
2 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	538,396		538,396		8,100		△8,100		

2 款 総務費
4 項 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 選挙費	63,400	761	64,161	761				10需用費	552
								12委託料	209
計	63,400	761	64,161	761					

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔家屋賦課事業〕 ・ 家屋賦課事業 〔土地賦課事業〕 ・ 土地賦課事業	(財源更正) 〈特定財源〉 地 2,430千円 2,713,000円×90% (財源更正) 〈特定財源〉 地 2,430千円 2,713,000円×90%

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔選挙管理執行事業〕 ・ 愛知県知事選挙事業 10 需用費 消耗品費 ポスター掲示板 印刷製本費 一般事業用 12 委託料 入場券作成等委託料	761 552 505 47 209 〈特定財源〉 県 761千円 愛知県知事選挙費委託金 補正後38,330,000円ー補正前37,569,000円 ポスター掲示板 補正後2,079,000円ー補正前1,574,000円 一般事業用 補正後460,000円ー補正前413,000円 入場券作成等委託料 補正後1,623,000円ー補正前1,414,000円

歳 出
3 款 民生費
1 項 社会福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 域 福 祉 費	980,137	788	980,925				788	22償還金、 利子及び 割 引 料	788
2 介 護 保 險 費	1,421,577	2,285	1,423,862				2,285	22償還金、 利子及び 割 引 料	2,285
3 障 害 者 福 祉 費	4,023,691	8,941	4,032,632				8,941	22償還金、 利子及び 割 引 料	8,941
4 社 会 保 障 費	3,308,921	18,148	3,327,069				18,148	18負担金、 補助及び 交 付 金	18,148
計	9,781,117	30,162	9,811,279				30,162		

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔生活困窮者自立相談支援事業〕	788		
・就労準備支援事業			
22 償還金、利子及び割引料			
生活困窮者就労準備支援等事業費			
国庫補助金返納金			
		令和 7 年度分	
〔介護保険財務事務事業〕	1,185		
・低所得者保険料軽減負担金返納事業			
22 償還金、利子及び割引料			
低所得者保険料軽減国庫負担金返納金	790		
低所得者保険料軽減県費負担金返納金	395		
		令和 7 年度分	
〔介護施設等整備費補助事業〕	1,100		
22 償還金、利子及び割引料			
認知症高齢者グループホーム等防			
災改修等補助金返納金			
		令和 7 年度分	
〔障害者手当等支給事業〕	5		
・特別障害者手当等支給事業			
22 償還金、利子及び割引料			
特別障害者手当等給付費国庫負担金返納金			
		令和 7 年度分	
〔自立支援給付事業〕	8,936		
・障害者自立支援給付事業	7,320		
22 償還金、利子及び割引料			
障害児通所給付費国庫負担金返納金	4,880		
障害児通所給付費県費負担金返納金	2,440		
		令和 7 年度分	
・障害者自立支援医療給付事業	1,616		
22 償還金、利子及び割引料			
障害者自立支援医療給付費国庫負担金返納金	1,077		
障害者自立支援医療給付費県費負担金返納金	539		
		令和 7 年度分	
〔保険税賦課事業〕			
		債務負担行為	
		限度額	
		変更後	8,599千円
		変更前	9,468千円
〔後期高齢者医療支援事業〕	18,148		
・療養給付事業			
18 負担金、補助及び交付金			
療養給付費負担金			
		令和 7 年度分	

歳 出
3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保 育 費	7,771,103	28,924	7,800,027	3,671			25,253	1報 酬	335
								3職 員 等 手 当 等	139
								4共 済 費	4
								8旅 費	4
								10需 用 費	52
								11役 務 費	63
								14工 事 請 負 費	1,145
								18負担金、 補助及び 交 付 金	20,917
								22償還金、 利子及び 割 引 料	6,265

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔病児保育事業〕 1,396 ・病児保育施設運営事業 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	令和7年度分
〔子育て支援施設整備等事業〕 1,145 ・保育施設改修事業 14 工事請負費 高圧設備改修工事費（古知野中）	補正後2,651,000円－補正前1,506,000円
〔保育園運営事業〕 6,729 ・保育園指定管理事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 保育所等運営支援補助金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 物価高騰の影響を受ける保育園指定管理者への支援 内容 給食に係る食材料費に対する補助金の交付 補正後7,674,000円－補正前945,000円
〔子ども・子育て支援給付事業〕 6,368 ・特定教育・保育等事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 保育所等運営支援補助金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 県 3,671千円 5,507,800円×2/3 目的 物価高騰の影響を受ける民間保育施設への支援 内容 給食に係る食材料費に対する補助金の交付 補正後6,258,000円－補正前750,000円
・特定子ども・子育て支援等事業 860 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	令和7年度分
〔児童・遺児手当等事業〕 2,653 ・児童手当事業 1,052 22 償還金、利子及び割引料 児童手当費国庫負担金返納金 57 児童手当費県費負担金返納金 995	令和7年度分
・児童扶養手当事業 1,601 22 償還金、利子及び割引料 児童扶養手当支給費国庫負担金返納金	令和7年度分
〔母子・父子家庭自立支援給付事業〕 1,356 22 償還金、利子及び割引料 母子・父子家庭自立支援給付金事業費国庫補助金返納金	令和7年度分

歳 出
3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 子 育 て 支 援 費	257, 229	2, 318	259, 547				2, 318	22償還金、 利子及び 割 引 料	2, 318
計	8, 739, 398	31, 242	8, 770, 640	3, 671			27, 571		

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事		備	
業		考	
〔児童扶養手当受給者特別給付金支給事業〕			
1 報酬	335	★★★★★ 政策的事業	★★★★★
会計年度任用職員			
3 職員手当等	139	目的	物価高騰の影響を受けている低所得のひとり親世帯への支援
時間外勤務手当		内容	児童扶養手当受給者特別給付金の支給
4 共済費	4		
社会保険料等			
8 旅費	4		
費用弁償			
10 需用費	52		
消耗品費			
事務用			
11 役務費	63		
郵便料			
18 負担金、補助及び交付金	8,680		
児童扶養手当受給者特別給付金			
〔育児支援家庭訪問事業〕			
22 償還金、利子及び割引料	46	令和7年度分	
子ども・子育て支援国庫交付金返納金			
〔子育て短期支援事業〕			
22 償還金、利子及び割引料	45	令和7年度分	
子ども・子育て支援国庫交付金返納金			
〔子育て世帯訪問支援事業〕			
22 償還金、利子及び割引料	96	令和7年度分	
子ども・子育て支援国庫交付金返納金			
〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕			
22 償還金、利子及び割引料	1,447	令和7年度分	
子ども・子育て支援国庫交付金返納金			
〔母子生活支援施設措置事業〕			
22 償還金、利子及び割引料	684	令和7年度分	
母子生活支援施設措置費国庫負担金返納金	456		
母子生活支援施設措置費県費負担金返納金	228		

歳 出
3 款 民生費
3 項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,309,336	5,541	1,314,877				5,541	22償還金、 利子及び 割 引 料	5,541
計	1,309,336	5,541	1,314,877				5,541		

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づ くり 費	892,994	98,162	991,156				98,162	11役 務 費	32
								12委 託 料	95,595
								19扶 助 費	205
								22償還金、 利子及び 割 引 料	2,330

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔生活保護事業〕	3,028	令和7年度分
22 償還金、利子及び割引料		
生活保護生活等扶助費国庫負担金	2,875	
返納金		
生活保護費国庫補助金返納金	153	
〔物価高騰対応重点支援給付金支給事業〕	2,513	令和6年度分
22 償還金、利子及び割引料		
物価高騰対応重点支援地方創生臨		
時交付金返納金		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔予防接種事業〕	95,832	広域予防接種支払事務手数料 補正後101,000円ー補正前75,000円 予防接種委託料 補正後323,924,000円ー補正前258,441,000円 予防接種済者入力委託料 補正後925,000円ー補正前622,000円 予防接種給付費 補正後2,875,000円ー補正前2,741,000円
・ 予防接種事業	65,946	
11 役務費	26	
広域予防接種支払事務手数料		
12 委託料	65,786	
予防接種委託料	65,483	
予防接種済者入力委託料	303	
19 扶助費	134	
予防接種給付費		
・ 新型コロナワクチン定期接種事業	29,886	
11 役務費	6	
広域予防接種支払事務手数料		
12 委託料	29,809	
予防接種委託料	29,762	
予防接種済者入力委託料	47	
19 扶助費	71	
予防接種給付費		
〔母子健康管理事業〕	201	令和7年度分
22 償還金、利子及び割引料		
母子保健衛生費国庫補助金返納金		

歳 出
4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 環 境 保 全 費	30,372	8,022	38,394				8,022	11役 務 費	22
								18負担金、 補助及び 交 付 金	8,000
計	923,366	106,184	1,029,550				106,184		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説 明		
事 業	備 考	
〔母子保健事業〕 ・母子保健事業 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金 79 64	令和7年度分	
・発達支援事業 22 償還金、利子及び割引料 児童虐待防止対策等総合支援事業 費国庫補助金返納金 15	令和7年度分	
〔こども家庭センター（母子保健）運営事業〕 ・こども家庭センター（母子保健）運営事業 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金 2,050 1,158	令和7年度分	
・妊婦等包括相談支援事業 22 償還金、利子及び割引料 妊婦のための支援給付費国庫補助金返納金 子ども・子育て支援国庫交付金返納金 306 273 33	令和7年度分	
・妊婦支援給付金支給事業 22 償還金、利子及び割引料 妊婦のための支援給付費国庫補助金返納金 出産・子育て応援交付金返納金 妊婦のための支援給付国庫交付金返納金 586 136 400 50	令和7年度分	
〔温暖化防止事業〕 ・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（物価高騰対策） 11 役務費 郵便料 22 18 負担金、補助及び交付金 省エネ冷蔵庫買換補助金 8,022 22 8,000	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と家庭から排出される温室効果ガスの削減 内容 省エネ性能の高い冷蔵庫への買換えに対する補助金の交付	

歳 出
7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企 業 誘 致 推 進 費	274,363	1,200	275,563				1,200	18負担金、 補助及び 交 付 金	1,200
計	1,137,904	1,200	1,139,104				1,200		

8 款 土木費
1 項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 建 築 指 導 費	113,397	4,600	117,997	3,450			1,150	18負担金、 補助及び 交 付 金	4,600
計	235,889	4,600	240,489	3,450			1,150		

7-1-2 企業誘致推進費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔企業誘致等推進事業〕 ・ 企業誘致等推進事業 18 負担金、補助及び交付金 新規雇用促進奨励金	1,200 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★

8-1-2 建築指導費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔民間木造住宅耐震補強事業〕 18 負担金、補助及び交付金 民間木造住宅耐震改修費等補助金	4,600 〈特定財源〉 国 2,300千円 補正後15,710,000円×1/2 －補正前11,110,000円×1/2 県 1,150千円 補正後15,600,000円×1/4 －補正前11,000,000円×1/4 補正後16,200,000円－補正前11,600,000円

歳 出
8 款 土木費
2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	627,840	150,954	778,794				150,954	14工 事 請 負 費	150,000
								16公有財産 購 入 費	890
								21補 償、 補填及び 賠 償 金	64
計	627,840	150,954	778,794				150,954		

8 款 土木費
3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	609,272	42,624	651,896	24,000	7,200		11,424	14工 事 請 負 費	42,624
計	609,272	42,624	651,896	24,000	7,200		11,424		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔道路側溝・舗装等整備事業〕 150,000 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費	補正後350,000,000円－補正前200,000,000円
〔用地取得事業〕 954 16 公有財産購入費 890 道路用地費（単市事業） 21 補償、補填及び賠償金 64 道路補償費（単市事業）	道路用地費 2筆 道路補償費 1式 道路用地費（単市事業） 補正後1,140,000円－補正前250,000円 道路補償費（単市事業） 補正後364,000円－補正前300,000円

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔雨水貯留施設整備事業〕 42,624 14 工事請負費 排水ポンプ設備工事費（特定都市 河川浸水被害対策推進事業） 27,665 舗装復旧工事費（特定都市河川浸 水被害対策推進事業） 14,959	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 特定都市河川浸水被害対策推進事業 〈特定財源〉 国 16,000千円 補正後474,600,000円×1/2 －補正前442,600,000円×1/2 県 8,000千円 補正後474,600,000円×1/4 －補正前442,600,000円×1/4 地 7,200千円 補正後（68,600,000円－51,450,000円）×90% －補正前（36,600,000円－27,450,000円）×90% 排水ポンプ設備工事費 1式 舗装復旧工事費 A=908平方メートル 繰越明許費 27,665千円

歳 出
8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 都 市 整備費	195,980	21,737	217,717				21,737	11役 務 費	377
								12委 託 料	4,422
								14工 事 請 負 費	16,938
計	530,345	21,737	552,082				21,737		

8 款 土木費
6 項 下水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	520,244	9,149	529,393				9,149	27繰 出 金	9,149
計	520,244	9,149	529,393				9,149		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔江南駅周辺交通環境改善計画策定事業〕 16,938 ・ 江南駅周辺交通環境改善対策事業 14 工事請負費 交通環境改善対策工事費	★★★★★ 政策の事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後28,320,000円－補正前11,382,000円
〔交通結節点整備事業（江南通南線）〕 4,422 12 委託料 交差点改良検討委託料	交差点改良検討委託料 1件
〔都市計画道路整備事業（江南岩倉線）〕 377 11 役務費 土地鑑定手数料	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 土地鑑定手数料 2件

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔下水道経営事業〕 9,149 ・ 下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 補正後529,393,000円－補正前520,244,000円

歳 出
10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 放 課 後 児 童 費	207,304	6,125	213,429				6,125	22償還金、 利子及び 割 引 料	6,125
計	589,106	6,125	595,231				6,125		

10款 教育費
4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 文 化 交 流 費	114,894	7,232	122,126				7,232	18負担金、 補助及び 交 付 金	7,232
計	438,370	7,232	445,602				7,232		

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）〕 ・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成） 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金 ・支援体制強化事業 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援国庫交付金返納金	6,125 5,246 879 令和7年度分 令和7年度分

10-4-2 文化交流費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔市民文化会館維持運営事業〕 ・市民文化会館指定管理事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 物価高騰対策支援金	7,232 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 物価高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給

歳 出
10款 教育費
5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	241,420	1,758	243,178				1,758	13使用料 及 び 賃 借 料	569
								18負担金、 補助及び 交 付 金	1,189
2 学 校 給 食 費	1,329,778		1,329,778			△77,426	77,426		
計	1,571,198	1,758	1,572,956			△77,426	79,184		

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[スポーツ振興事業] ・スポーツ振興事業 13 使用料及び賃借料 569 アジア・アジアパラ競技大会入場料 18 負担金、補助及び交付金 1,189 アジア・アジアパラ競技大会参加交付金	
[給食用物資購入事業] ・給食用物資調達事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 　△77,426千円　中学校生徒職員徴収金 補正後69,978,000円ー補正前147,404,000円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(変更分)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
国民健康保険税通知書等作成委託料	8,599	_____	_____

[単位:千円]

令和8年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和8年度 ┓ 令和11年度	8,599				8,599

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書

[単位：千円]

区 分	令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高	令和8年度中増減見込		令和8年度末 現在高 見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還 見込額	
1 普 通 債	8,984,629	10,772,813	2,281,900	1,189,742	11,864,971
(1) 総 務	2,513,541	2,556,390	22,900	199,763	2,379,527
(2) 民 生	476,562	1,190,516	1,645,300	50,481	2,785,335
(3) 衛 生	4,896	3,301		1,384	1,917
(4) 農林水産業	378,281	391,061	11,100	47,702	354,459
(5) 土 木	2,227,519	1,963,858	217,700	273,753	1,907,805
(6) 消 防	210,470	373,306	103,200	51,970	424,536
(7) 教 育	3,173,360	4,294,381	281,700	564,689	4,011,392
2 そ の 他	12,883,499	11,511,469		1,316,364	10,195,105
(1) 減収補てん債	69,950	65,598		4,355	61,243
(2) 減税補てん債	21,445	3,826		3,826	
(3) 臨時財政対策債	12,792,104	11,442,045		1,308,183	10,133,862
合 計	21,868,128	22,284,282	2,281,900	2,506,106	22,060,076

令和 8 年議案第 9 0 号

令和 8 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,144,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		千円	千円	千円
			141,708	141,708
	1 繰越金		141,708	141,708
歳 入 合 計		8,002,878	141,708	8,144,586

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 365	千円 141, 708	千円 142, 073
	1 基 金 積 立 金	365	141, 708	142, 073
歳 出 合 計		8, 002, 878	141, 708	8, 144, 586

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰越金	千円	千円 141,708	千円 141,708
歳入合計	8,002,878	141,708	8,144,586

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 基金積立金	千円 365	千円 141,708	千円 142,073
歳出合計	8,002,878	141,708	8,144,586

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 141,708
			141,708

2 歳 入

7 款 繰越金

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
7	繰越金			141,708	141,708
	1	繰越金		141,708	141,708
		1 その他繰越金		141,708	141,708
計			8,002,878	141,708	8,144,586

3 歳 出

5 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	365	141,708	142,073				141,708	24積立金	141,708
計	365	141,708	142,073				141,708		

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 そ の 他 繰 越 金	141,708	その他繰越金

5－1－1 基金積立金 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔保険給付事業〕 ・ 国民健康保険事業基金管理事業 24 積立金 江南市国民健康保険事業基金積立 金	141,708

令和 8 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 302,795 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,276,854 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		千円 2,004,968	千円 4,977	千円 2,009,945
	2 国 庫 補 助 金	465,336	4,977	470,313
3 支 払 基 金 交 付 金		2,351,287	7,090	2,358,377
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,351,287	7,090	2,358,377
4 県 支 出 金		1,239,518	2,909	1,242,427
	3 県 補 助 金	45,584	2,909	48,493
7 繰 越 金		1	287,819	287,820
	1 繰 越 金	1	287,819	287,820
歳 入 合 計		8,974,059	302,795	9,276,854

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 111,757	千円	千円 111,757
	1 総 務 管 理 費	29,767		29,767
3 基 金 積 立 金		3,202	229,270	232,472
	1 基 金 積 立 金	3,202	229,270	232,472
6 諸 支 出 金		25,485	73,525	99,010
	1 償還金及び還付加算金	1,500	73,525	75,025
歳 出 合 計		8,974,059	302,795	9,276,854

第 2 表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護保険料通知書等作成委託料	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度	6,345	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度	9,105

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 国庫支出金	2,004,968	4,977	2,009,945
3 支払基金交付金	2,351,287	7,090	2,358,377
4 県支出金	1,239,518	2,909	1,242,427
7 繰越金	1	287,819	287,820
歳入合計	8,974,059	302,795	9,276,854

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	111,757		111,757
3 基金積立金	3,202	229,270	232,472
6 諸支出金	25,485	73,525	99,010
歳出合計	8,974,059	302,795	9,276,854

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			229,270
			73,525
			302,795

2 歳 入

2 款 国庫支出金
7 款 繰越金

3 款 支払基金交付金

4 款 県支出金

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
2		国庫支出金	2,004,968	4,977	2,009,945
	2	国庫補助金	465,336	4,977	470,313
		2 地域支援事業介護 予防・日常生活支 援総合事業費交付 金	59,452	3,368	62,820
		3 地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費交付金	16,855	1,609	18,464
3		支払基金交付金	2,351,287	7,090	2,358,377
	1	支払基金交付金	2,351,287	7,090	2,358,377
		1 介護給付費交付金	2,270,962	5,832	2,276,794
		2 地域支援事業支援 交付金	80,325	1,258	81,583
4		県支出金	1,239,518	2,909	1,242,427
	3	県補助金	45,584	2,909	48,493
		1 地域支援事業介護 予防・日常生活支 援総合事業費交付 金	37,157	2,105	39,262
		2 地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費交付金	8,427	804	9,231
7		繰越金	1	287,819	287,820
	1	繰越金	1	287,819	287,820
		1 繰越金	1	287,819	287,820
計			8,974,059	302,795	9,276,854

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
2 過 年 度 分	3,368	[介護保険課] 過年度分地域支援事業交付金（介護予防事業）
2 過 年 度 分	1,609	[地域ふくし課] 過年度分包括的支援事業・任意事業費交付金
2 過 年 度 分	5,832	[介護保険課] 過年度分介護給付費交付金
2 過 年 度 分	1,258	[介護保険課] 過年度分地域支援事業支援交付金
2 過 年 度 分	2,105	[介護保険課] 過年度分地域支援事業交付金（介護予防事業）
2 過 年 度 分	804	[地域ふくし課] 過年度分包括的支援事業・任意事業費交付金
1 前 年 度 繰 越 金	287,819	[介護保険課] 前年度繰越金

3 歳 出

1 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	29,767		29,767						
計	29,767		29,767						

3 款 基金積立金 1 項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基 金 積 立 金	3,202	229,270	232,472				229,270	24積立金	229,270
計	3,202	229,270	232,472				229,270		

6 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 償 還 金 及 還 付 加 算 金	1,500	73,525	75,025				73,525	22償還金、 利子及び 割引料	73,525
計	1,500	73,525	75,025				73,525		

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔介護保険料賦課徴収事業〕 ・介護保険料賦課事業	債務負担行為 限度額 変更後 9,105千円 変更前 6,345千円

3-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔介護保険財務事務事業〕 229,270 ・介護保険事業基金積立事業 24 積立金 江南市介護保険事業基金積立金	

6-1-1 償還金及び還付加算金 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔介護保険財務事務事業〕 73,525 ・介護給付費等返納事業 22 償還金、利子及び割引料 介護給付費国庫負担金返納金 70,330 介護給付費県費負担金返納金 3,195	令和7年度分

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(変更分)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
介護保険料通知書等作成委託料	9,105	—————	—————

[単位:千円]

令和8年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和8年度 ゝ 令和11年度	9,105			9,105	

令和 8 年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度江南市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 9,559	千円	千円 9,559
	1 総 務 管 理 費	9,559		9,559
歳 出 合 計		2,095,172		2,095,172

第 2 表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書等作成委託料	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度	5,723	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度	8,380

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 9,559	千円	千円 9,559
歳出合計	2,095,172		2,095,172

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円

2 歳 出

1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 徴 収 費	9,559		9,559						
計	9,559		9,559						

1-1-1 徴収費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔後期高齢者医療支援事業〕 ・保険料収納対策事業	債務負担行為 限度額 変更後 8,380千円 変更前 5,723千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(変更分)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
後期高齢者医療保険料通知書等作成委託料	8,380	—————	—————

[単位:千円]

令和8年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和8年度 ゝ 令和11年度	8,380			8,380	

令和8年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度江南市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度江南市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,144,579 千円	9,149 千円	1,153,728 千円
第1項 営 業 収 益	543,453 千円	9,149 千円	552,602 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,328,498 千円	9,149 千円	1,337,647 千円
第1項 営 業 費 用	1,135,415 千円	9,149 千円	1,144,564 千円

令和8年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,144,579	9,149	1,153,728
	1 営業収益		543,453	9,149	552,602
		2 他会計負担金	78,977	9,149	88,126

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,328,498	9,149	1,337,647
	1 営業費用		1,135,415	9,149	1,144,564
		2 雨水施設費	4,658	9,149	13,807

令和8年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

1款 下水道事業収益

科目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区分	金額
1	下水道事業収益		1,144,579	9,149	1,153,728		
	1	営業収益	543,453	9,149	552,602		
		2 他会計負担金	78,977	9,149	88,126	1 他会計負担金	9,149

[単位:千円]

説 明
雨水処理負担金

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業費用		1,328,498	9,149	1,337,647		
	1	営業費用	1,135,415	9,149	1,144,564		
		2 雨水施設費	4,658	9,149	13,807	20 修 繕 費	9,149

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		以下、政策的事業
[下水道施設(雨水)維持管理事業]	9,149	〈特定財源〉 そ 9,149千円 雨水処理負担金 特別重点調査に基づく下水道管路の修繕
20 修繕費		
施設		

令和８年議案第９４号

令和７年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度江南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

令和８年議案第９５号

令和７年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

令和 8 年議案第 9 6 号

令和 7 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年
度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

令和８年議案第９７号

令和７年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

令和８年議案第９８号

令和７年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和７年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

令和 8 年議案第 9 9 号

令和 7 年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度江南市水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議会の議決を求め、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度江南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

令和８年議案第１００号

令和７年度江南市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定に基づき、令和７年度江南市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

令和８年報告第８号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年7月17日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 市側 | 総務課 |
| 2 | 相手方 | 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
KDDI株式会社 |
| 3 | 事件の概要 | 携帯電話使用契約の期間満了に伴う機器返却時に携帯電話1台が紛失していることが発覚し、未返却損害金20,000円を支払う必要が生じたため。 |
| 4 | 損害賠償額 | 未返却損害金 金 20,000円 |

令和８年報告第９号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

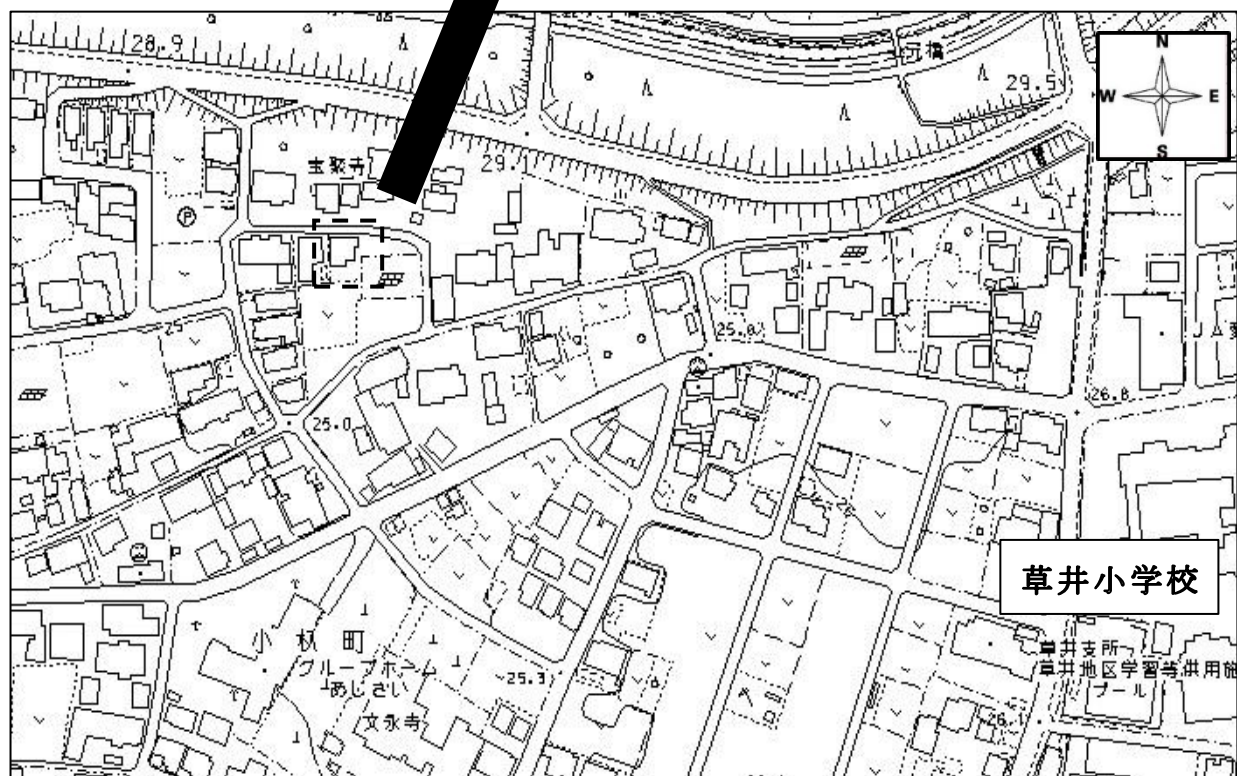
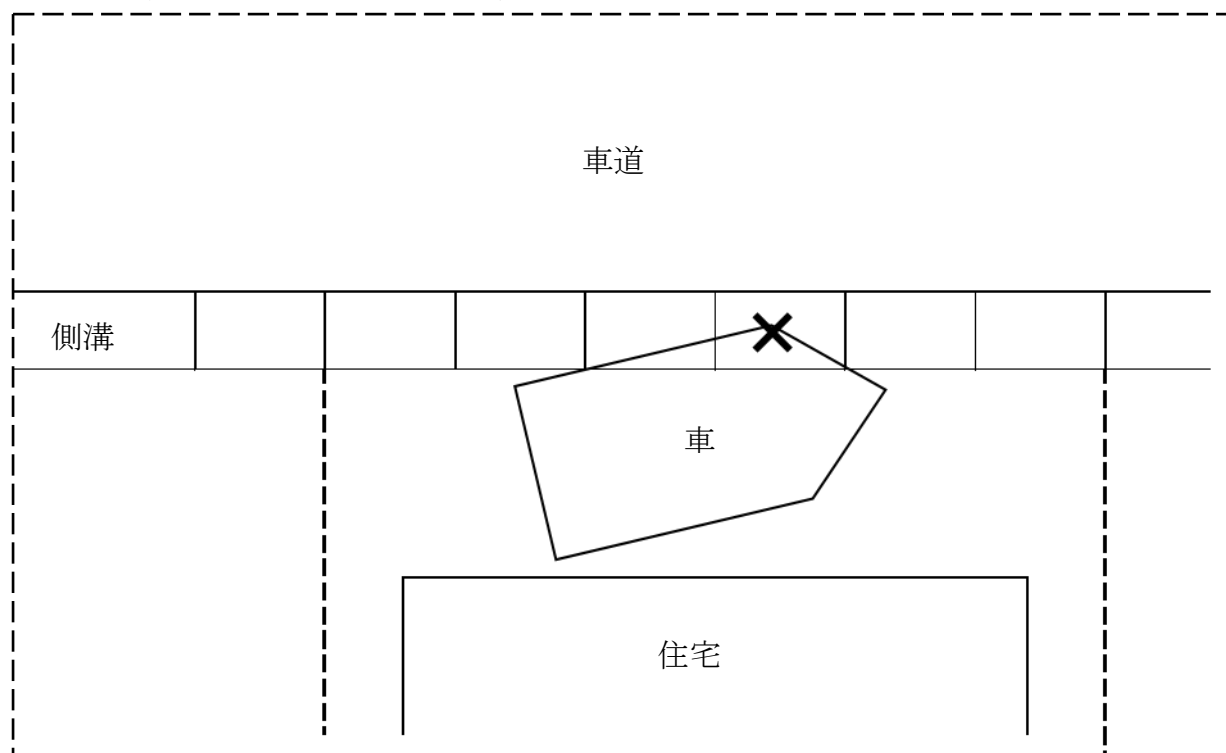
令和8年7月8日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和8年2月19日（木）
午前8時30分ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市小杵町八幡121番地先 |
| 3 | 市側 | 土木課 |
| 4 | 相手方 | 市内在住 |
| 5 | 事故の概要 | 側溝に車に乗ったところ、側溝にかかっていた鉄板がはずれ、左前輪を損傷したもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円
相手方 金 423,940円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 423,940円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市小杵町八幡121番地先）



令和８年報告第１０号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月２８日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

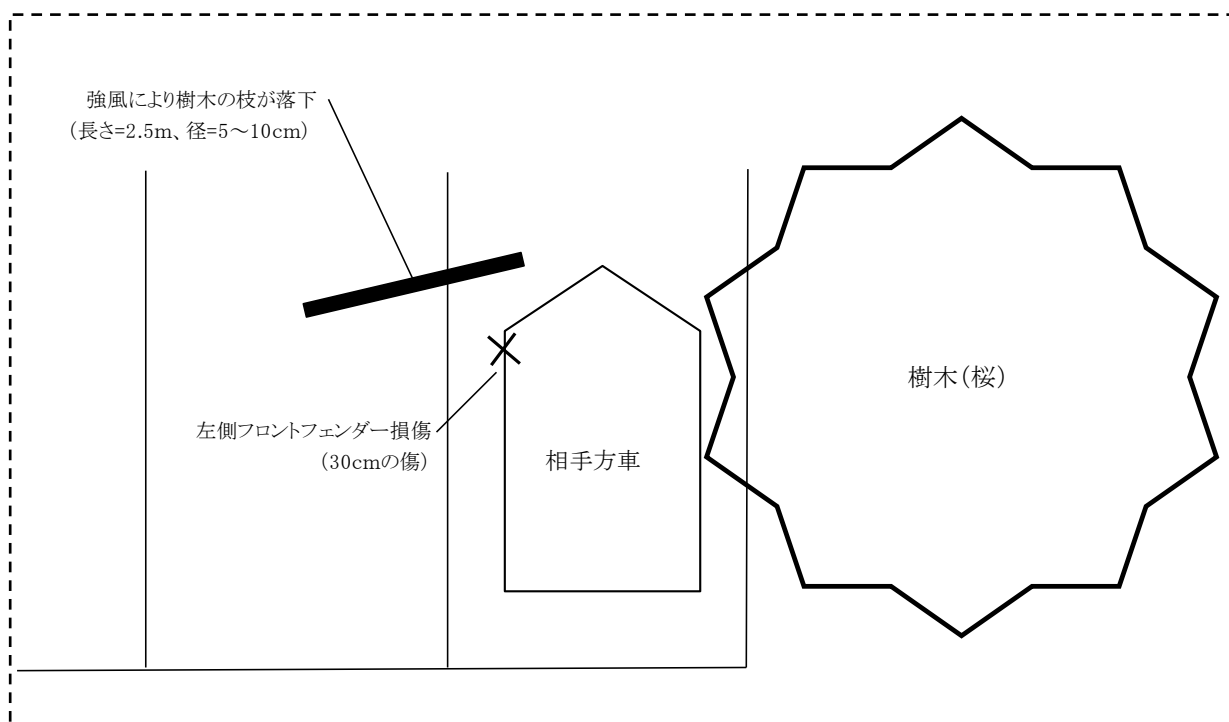
令和8年7月1日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和8年3月4日（水）
午後2時ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市和田町宮145番地
江南市立古知野北小学校西門付近駐車場内 |
| 3 | 市側 | 教育課 |
| 4 | 相手方 | 市内在住 |
| 5 | 事故の概要 | 事故発生場所に植栽されている樹木の枝が折れて落下した際、相手方が駐車していた車両に接触し、左側フロントフェンダー一部分が損傷したもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円
相手方 金 193,776円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 193,776円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市和田町宮 1 4 5 番地 江南市立古知野北小学校西門付
近駐車場内）



放棄した債権の報告について

江南市債権の放棄に関する条例（令和 7 年条例第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、市の債権を下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

記

- 1 放棄した債権の名称 公共用物使用料
- 2 放棄した債権の件数 1 件
- 3 放棄した債権の金額 6， 5 3 6 円
- 4 放棄した債権に係る条例上の根拠並びに放棄した債権の件数及び金額

条例の根拠	件 数	金 額
条例第 2 条第 1 項第 3 号	1 件	6， 5 3 6 円

令和8年報告第12号

放棄した債権の報告について

江南市債権の放棄に関する条例（令和7年条例第5号）第2条第1項の規定に基づき、市の債権を下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

- 1 放棄した債権の名称 水道料金
- 2 放棄した債権の件数 9, 318件
- 3 放棄した債権の金額 47, 769, 713円
- 4 放棄した債権に係る条例上の根拠並びに放棄した債権の件数及び金額

条例の根拠	件数	金額
条例第2条第1項第3号	503件	3, 888, 057円
条例第2条第1項第4号	1, 147件	4, 290, 733円
条例第2条第1項第5号	7, 668件	39, 590, 923円

令和 8 年報告第 1 3 号

令和 7 年度江南市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

令和 7 年度江南市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国 県 支 出 金	地 方 債	その他			国 県 支 出 金	地 方 債	その他			国 県 支 出 金	地 方 債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	地域交流センター 運営事業	令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			5	30,371,000	15,185,000	0	0	15,186,000	30,371,000	15,185,000	0	2,000,000	13,186,000	0	0	0	△ 2,000,000	2,000,000
			6	30,019,000	15,009,000	0	0	15,010,000	30,019,000	15,009,000	0	200,000	14,810,000	0	0	0	△ 200,000	200,000
			7	30,217,000	15,108,000	0	0	15,109,000	30,217,000	15,108,000	0	0	15,109,000	0	0	0	0	0
			計	90,607,000	45,302,000	0	0	45,305,000	90,607,000	45,302,000	0	2,200,000	43,105,000	0	0	0	△ 2,200,000	2,200,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉システム 改修事業	6	1,311,000	0	0	1,311,000	0	1,310,100	0	0	1,310,100	0	900	0	0	900	0
			7	2,401,000	0	0	2,401,000	0	2,400,200	0	0	2,400,200	0	800	0	0	800	0
			計	3,712,000	0	0	3,712,000	0	3,710,300	0	0	3,710,300	0	1,700	0	0	1,700	0
6 農林水 産業費	1 農業費	農業振興地域整備計画 改定事業	6	4,900,000	0	0	0	4,900,000	4,900,000	0	0	0	4,900,000	0	0	0	0	0
			7	4,230,000	0	0	0	4,230,000	4,230,000	0	0	0	4,230,000	0	0	0	0	0
			計	9,130,000	0	0	0	9,130,000	9,130,000	0	0	0	9,130,000	0	0	0	0	0
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	5	19,822,000	6,750,000	2,000,000	0	11,072,000	19,789,000	6,750,000	2,000,000		11,039,000	33,000	0	0	0	33,000
			6	48,437,000	30,750,000	9,200,000	0	8,487,000	48,307,000	30,750,000	9,200,000	0	8,357,000	130,000	0	0	0	130,000
			7	48,966,000	33,750,000	10,100,000	0	5,116,000	48,966,000	33,750,000	10,100,000	0	5,116,000	0	0	0	0	0
			計	117,225,000	71,250,000	21,300,000	0	24,675,000	117,062,000	71,250,000	21,300,000	0	24,512,000	163,000	0	0	0	163,000

令和８年報告第１４号

令和７年度江南市下水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第２項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和８年８月２８日提出

江南市長　　澤田　和延

令和 7 年 度 江 南 市 下 水 道 事 業 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

款 項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
			年割額	左 の 財 源 内 訳				支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳			
				企業債	国・県 支出金	他会計 補助金等	下水道事業 収 益		企業債	国・県 支出金	他会計 補助金等	下水道事業 収 益		企業債	国・県 支出金	他会計 補助金等	下水道事業 収 益
1 下水道事業費用	1 営業費用	令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		6	34,375,000	0	11,300,000	23,075,000	0	31,704,270	0	11,300,000	20,404,270	0	2,670,730	0	0	2,670,730	0
		7	11,196,000	0	5,500,000	5,696,000	0	11,195,730	0	5,500,000	5,695,730	0	270	0	0	270	0
		計	45,571,000	0	16,800,000	28,771,000	0	42,900,000	0	16,800,000	26,100,000	0	2,671,000	0	0	2,671,000	0
1 資本的支出	1 建設改良費	令和	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		6	249,498,000	161,600,000	87,800,000	98,000	0	224,897,000	137,000,000	87,800,000	97,000	0	24,601,000	24,600,000	0	1,000	0
		7	479,972,000	328,300,000	151,600,000	72,000	0	358,209,100	232,000,000	126,200,000	9,100	0	121,762,900	96,300,000	25,400,000	62,900	0
		計	729,470,000	489,900,000	239,400,000	170,000	0	583,106,100	369,000,000	214,000,000	106,100	0	146,363,900	120,900,000	25,400,000	63,900	0

令和 8 年報告第 1 5 号

令和 7 年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤 田 和 延

令和 7 年度江南市土地開発公社事業報告書

庶務に関する事項

1. 理事会の開催

議 案 番 号	件 名	開催及び提出年月日	議 決 年 月 日
令和7年議案第 3号	理事長の選任	令和7年 4月 8日	令和7年 4月 8日
令和7年議案第 4号	令和 6 年度事業報告の認定	令和7年 5月 9日	令和7年 5月 9日
令和7年議案第 5号	令和 6 年度決算の認定		
令和8年議案第 1号	令和 8 年度予算	令和8年 3月25日	令和8年 3月25日
令和8年議案第 2号	令和 8 年度資金計画		

2. 監査の実施

開 催 日	内 容	備 考
令和7年 4月18日	令和 6 年度決算監査	

令和 7 年 度 江 南 市 土 地 開 発 公 社 決 算 書

令和 7 年 度 江 南 市 土 地 開 発 公 社 決 算 報 告 書

(1) 収益的收入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比 べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計			
第 1 款 事業収益	2,003,000	0	2,003,000	2,002,570	△ 430	
第 1 項 公有地取得事業収益	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
第 2 項 附帯等事業収益	2,002,000	0	2,002,000	2,002,570	570	
第 2 款 事業外収益	21,000	0	21,000	27,078	6,078	
第 1 項 受取利息	1,000	0	1,000	6,578	5,578	
第 2 項 有価証券利息	20,000	0	20,000	20,500	500	
計	2,024,000	0	2,024,000	2,029,648	5,648	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	合 計			
第 1 款 事業原価	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
第 1 項 公有地取得事業原価	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
第 2 款 販売費及び一般管理費	160,000	0	0	160,000	136,250	23,750	
第 1 項 販売費及び一般管理費	160,000	0	0	160,000	136,250	23,750	
計	161,000	0	0	161,000	136,250	24,750	

令和 7 年度江南市土地開発公社損益計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：円)

1. 事業収益		
(1) 附帯等事業収益	<u>2,002,570</u>	2,002,570
2. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	<u>136,250</u>	<u>136,250</u> 1,866,320
3. 事業外収益		
(1) 受取利息	6,578	
(2) 有価証券利息	<u>20,500</u>	<u>27,078</u>
当期純利益		<u><u>1,893,398</u></u>

令和 7 年度江南市土地開発公社貸借対照表
(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	3,477,007	
(2) 公有用地	<u>375,391,172</u>	
流動資産合計		378,868,179
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000,000</u>
資産合計		<u><u>388,868,179</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 未払金	<u>550</u>	
流動負債合計		550
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>374,310,766</u>	
固定負債合計		<u>374,310,766</u>
負債合計		<u><u>374,311,316</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		10,000,000
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,663,465	
(2) 当期純利益	<u>1,893,398</u>	
準備金合計		<u>4,556,863</u>
資本合計		<u>14,556,863</u>
負債・資本合計		<u><u>388,868,179</u></u>

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法
公有用地・・・個別法による原価法。

令和 7 年度江南市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー

その他の事業収入	2, 002, 570
人件費支出	△ 11, 400
その他の業務支出	△ 124, 850

小 計	<u>1, 866, 320</u>
-----	--------------------

利息の受取額	6, 578
有価証券利息の受取額	20, 500

小 計	<u>27, 078</u>
-----	----------------

事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>1, 893, 398</u>
------------------	--------------------

2. 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入れによる収入	0
借入金の返済による支出	0

財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
------------------	----------

3. 現金及び現金同等物増減額	<u>1, 893, 398</u>
-----------------	--------------------

4. 現金及び現金同等物期首残高	<u>1, 583, 609</u>
------------------	--------------------

5. 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>3, 477, 007</u></u>
------------------	---------------------------

令和 7 年度江南市土地開発公社財産目録

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：円)

区 分		内 訳		金 額
		摘 要	金 額	
(資産の部) 流 動 資 産	現金及び預金	普 通 預 金 三 菱 U F J 銀 行 3,477,007	3,477,007	
	公 有 用 地	(㎡) 7,762.60	375,391,172	
	流 動 資 産 計			378,868,179
固 定 資 産	投資有価証券	岡 山 県 平 成 2 8 年 度 第 2 回 公 募 公 債	10,000,000	
	固 定 資 産 計			10,000,000
資 産 の 部 合 計				388,868,179
(負債の部) 流 動 負 債	未 払 金	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 550	550	
	流 動 負 債 計			550
固 定 負 債	長期借入金	江 南 市 土 地 開 発 基 金	374,310,766	
	固 定 負 債 計			374,310,766
負 債 の 部 合 計				374,311,316
差 引 純 資 産				14,556,863

令和7年度江南市土地開発公社預金明細書

(令和8年3月31日)
(単位：円)

区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
普 通 預 金	三菱UFJ銀行	3,477,007	3,477,007
合 計		3,477,007	3,477,007

令和7年度江南市土地開発公社有価証券明細書

(令和8年3月31日)
(単位：円)

区 分	内 訳		摘 要
	摘 要	金 額	
地 方 債	基本財産 岡山県平成28年度 第2回公募公債	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和7年度江南市土地開発公社資本金明細書

(令和8年3月31日)
(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額	摘 要
基 本 財 産	江南市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和7年度江南市土地開発公社借入金明細書

(令和8年3月31日)
(単位：円)

借 入 先	利 率	期 首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高	期 末 残 高
江 南 市 土地開発基金	無利息	374,310,766	0	0	374,310,766
合 計		374,310,766	0	0	374,310,766

令和7年度江南市土地開発公社収益費用明細書

収益の部

(単位：円)

款	項	目	節	金 額	備 考
1. 事業収益				2,002,570	
	1. 公有地取得 事業収益			0	
		1. 公有用地 売却収益		0	
			1. 公有用地 売却収益	0	
	2. 附帯等事業 収益			2,002,570	
		1. 保有土地 賃貸等収 益		2,002,570	
			1. 土地貸付 収益	2,002,570	
2. 事業外収益				27,078	
	1. 受取利息			6,578	
		1. 受取利息		6,578	
			1. 受取利息	6,578	利息
	2. 有価証券 利息			20,500	
		1. 有価証券 利息		20,500	
			1. 有価証券 利息	20,500	岡山県平成28年度 第2回公募公債
合 計				2,029,648	

費用の部

(単位：円)

款	項	目	節	金 額	備 考
1. 事業原価				0	
	1. 公有地取得 事業原価			0	
		1. 公有用地 売却原価		0	
			1. 公有用地 売却原価	0	
2. 販売費及び 一般管理費				136,250	
	1. 販売費及び 一般管理費			136,250	
		1. 経費		136,250	
			1. 報酬	11,400	監事報酬 5,700円×2回
			8. 旅費	0	
			10. 需用費	0	
			12. 役務費	550	残高証明書発行 手数料
			26. 公租公課	124,300	法人市民税均等割 50,000円 法人県民税均等割 21,000円 固定資産税 53,300円
合 計				136,250	

令和 7 年度江南市土地開発公社公有用地造成原価計算書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日
(単位：円)

1. 直接費

(1) 支払利息	0
計	0

公有用地造成原価	0
前年度末未処分用地	375,391,172
公有用地売却原価	0
未処分用地	375,391,172

令和 7 年度 江南市土地開発公社公有用地明細表

事業名	取得年月日	取得時 ㎡ 単 価	期 首 残 高		当 期	
			面 積	金 額	面 積	用地・補償費
県道一宮舟津線用地	S54. 6. 11	9,200	2,121.00	65,757,759		
水と緑のふるさとづくり事業用地 (小杣、鹿子島)	H 3. 12. 16 ～	32,150	3,706.21	135,019,641		
国営木曽三川公園「江南花卉園芸公園」 (江南緑地公園(木曽川左岸グラウンド))用地	H 3. 10. 28 ～	31,500	881.61	35,949,249		
江南駅前用地	S46. 1. 7	55,412				
	S58. 5. 28	251,740	351.78	130,707,751		
江南緑地公園(中般若)用地	H 9. 2. 28	10,000	702.00	7,956,772		
合 計			7,762.60	375,391,172		

(参 考) 土地開発基金

事業名
県道一宮舟津線用地
水と緑のふるさとづくり事業用地(小杣・鹿子島)
国営木曽三川公園「江南花卉園芸公園」(江南緑地公園(木曽川左岸グラウンド))用地
江南駅前用地
江南緑地公園(中般若)用地
合 計

準備金(内部留保資金)

事業名
県道一宮舟津線用地
合 計

令和8年3月31日現在 (単位: m ² ・円)							
増 加 高				当 期 減 少 高		期 末 残 高	
工事費・ 測量試験費	諸 経 費	支 払 利 息	計	面 積	金 額	面 積	金 額
						2,121.00	65,757,759
						3,706.21	135,019,641
						881.61	35,949,249
						351.78	130,707,751
						702.00	7,956,772
						7,762.60	375,391,172

令和8年3月31日現在 (単位: m ² ・円)							
期 首 残 高		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高	
面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
2,086.15	64,677,353					2,086.15	64,677,353
3,706.21	135,019,641					3,706.21	135,019,641
881.61	35,949,249					881.61	35,949,249
351.78	130,707,751					351.78	130,707,751
702.00	7,956,772					702.00	7,956,772
7,727.75	374,310,766					7,727.75	374,310,766

令和8年3月31日現在 (単位: m ² ・円)							
期 首 残 高		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高	
面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406

令和8年4月17日

江南市土地開発公社

理事長 本多弘樹 様

江南市土地開発公社

監事 大 棚 正

監事 梶田 博志

令和7年度江南市土地開発公社決算及び付属明細書について、監査した結果を次のとおり報告する。

1. 監査対象

令和7年度江南市土地開発公社決算

2. 監査実施日

令和8年4月17日

3. 監査のために提出された書類

事業報告書 決算報告書 損益計算書 貸借対照表 キャッシュ・フロー計算書
財産目録 預金明細書 有価証券明細書 資本金明細書 借入金明細書
収益費用明細書 公有用地造成原価計算書 公有用地明細表
総勘定元帳 予算差引簿 仕訳伝票 公有地台帳 旅行命令簿
残高明細書 借入金台帳

4. 令和7年度江南市土地開発公社決算について監査の結果、会計諸規定に準拠して作成されており、同年度の経営成績及び同年度末日における財政状況が適正に表示されていることを認める。

令和 8 年報告第 1 6 号

令和 7 年度江南市健全化判断比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条
第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

令和 7 年度江南市健全化判断比率報告書

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.36)	— (17.36)	4.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 ()内は早期健全化基準を記載する。

8 江 監 第 4 0 号
令和8年8月19日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 大 薮 豊 数



令和7年度江南市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和7年度江南市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和7年度 江南市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和8年8月12日に実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.36 %
② 連結実質赤字比率	—	—	17.36 %
③ 実質公債費比率	4.0 %	3.2 %	25.0 %
④ 将来負担比率	—	—	350.0 %

備考 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和7年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和7年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

③ 実質公債費比率について

令和7年度は4.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており良好と認められる。

④ 将来負担比率について

令和7年度は算定されなかったもので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 8 年報告第 1 7 号

令和 7 年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条
第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

令和 7 年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 () 内は経営健全化基準を記載する。

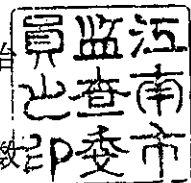
8 江 監 第 4 1 号

令和8年8月19日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 大 薮 豊 数



令和7年度江南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度江南市水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和7年度 江南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和8年8月12日に実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

令和7年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

水道事業会計資金不足比率の概要について

〔－〕		
資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	$\frac{0 \text{ 千円}}{1,403,825 \text{ 千円}}$

※ 資金不足比率がない場合は「－」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額（法適用企業）＝（イ）－（ロ）＋（ハ）－（ニ）

＝ △1,504,828 千円

(剰余金 1,504,828 千円…資金の不足額なし)

イ	流動負債の額	406,053 千円
ロ	控除企業債等	111,817 千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	0 千円
ニ	流動資産の額	1,799,064 千円

○事業の規模（法適用企業）＝（ホ）－（ヘ）

＝ 1,403,825 千円

ホ	営業収益の額	1,408,050 千円
ヘ	受託工事収益の額	4,225 千円

令和 8 年報告第 1 8 号

令和 7 年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条
第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

江南市長 澤田 和延

令和 7 年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 () 内は経営健全化基準を記載する。

8 江 監 第 4 2 号

令和8年8月19日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員

倉 知 義 治

江南市監査委員

大 薮 豊 数



令和7年度江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度江南市下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和7年度 江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和8年8月12日に実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

令和7年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

下水道事業会計資金不足比率の概要について

〔－〕			
資金不足比率＝	資金の不足額	→	0千円
	事業の規模	→	447,305 千円

※ 資金不足比率がない場合は「－」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額（法適用企業）＝（イ）－（ロ）＋（ハ）－（二）

＝ △290,270 千円

(剰余金 290,270 千円…資金の不足額なし)

イ	流動負債の額・・・・・・・・・・・・・・・・	1,225,855 千円
ロ	控除企業債等・・・・・・・・・・・・・・・・	787,509 千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高 ・・・・・・・・・・・・・・・・	0 千円
二	流動資産の額・・・・・・・・・・・・・・・・	728,616 千円

○事業の規模（法適用企業）＝（ホ）－（ヘ）

＝ 447,305 千円

ホ	営業収益の額・・・・・・・・・・・・・・・・	447,305 千円
ヘ	受託工事収益の額・・・・・・・・・・・・・・・・	0 千円